

児 発 第 1 3 3 号
平 成 2 年 3 月 5 日
(改正経過)
児 発 第 9 8 9 号
平 成 2 年 12 月 28 日
児 発 第 2 8 3 号
平 成 5 年 3 月 31 日
児 発 第 2 4 7 号
平 成 10 年 3 月 31 日
児 発 第 8 7 6 号
平 成 12 年 11 月 20 日
雇 児 発 第 1212003 号
平 成 14 年 12 月 12 日
雇 児 発 第 0214003 号
平 成 17 年 2 月 14 日
雇 児 発 第 0927007 号
平 成 18 年 9 月 27 日
雇 児 発 第 0123002 号
平 成 19 年 1 月 23 日
雇 児 発 第 1026003 号
平 成 19 年 10 月 26 日
雇 児 発 第 0314003 号
平 成 20 年 3 月 14 日
雇 児 発 第 0331034 号
平 成 21 年 3 月 31 日
雇 児 発 0331 第 6 号
平 成 22 年 3 月 31 日
雇 児 発 0321 第 2 号
平 成 24 年 3 月 21 日
雇 児 発 1227 第 6 号
平 成 25 年 12 月 27 日
雇 児 発 0929 第 1 号
平 成 28 年 9 月 29 日
雇 児 発 0331 第 45 号
平 成 29 年 3 月 31 日
子 発 0112 第 1 号
平 成 30 年 1 月 12 日
子 発 0330 第 5 号
平 成 30 年 3 月 30 日
子 発 0706 第 5 号
平 成 30 年 7 月 6 日
子 発 0720 第 3 号
平 成 30 年 7 月 20 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生省児童家庭局長

児童相談所運営指針について

児童相談所の運営及び活動の要領については、昭和52年3月3日児発第105号本職通知「児童相談所執務提要について」により行われてきたところですが、近年の児童問題の複雑化、多様化等に伴い、その一層効率的な運営が求められています。

このため、今般、新たに「児童相談所運営指針」を定めましたので、地域の実情に即した児童相談所の適切な運営及び相談援助活動の円滑な実施に努められるようお願いいたします。

また、相談援助の諸方法、関係書類の様式等若干の参考資料を添付したので御参照ください。

おって、本通知の施行に伴い、別記のとおり、通知を廃止し、及び通知の一部を改正いたしますので、併せて御了知ください。

(別記)

1 次の通知を廃止する。

- (1) 昭和52年3月3日児発第105号本職通知「児童相談所執務提要について」
- (2) 昭和42年5月16日児企第25号児童家庭局企画課長通知「一時保護児童の移送について」

2 次の通知中「検診」を「健康診断」に改める。

- (1) 昭和38年4月5日児発第406号本職通知「3歳児健康診査の強化について」
- (2) 昭和44年4月15日児発第238号本職通知「3歳児の精神発達精密検診の実施について」
- (3) 昭和48年5月12日児発第304号本職通知「3歳児精神発達精密検診事後指導の実施について」
- (4) 昭和62年7月31日児発第670号本職通知「母子保健施策の実施について」

児童相談所運営指針

(目次)

第1章 児童相談所の概要	
第1節 児童福祉法の理念	P 1
第2節 児童相談所の性格と任務	P 3
第3節 児童相談所の業務	P 1 1
第4節 相談の種類とその対応	P 1 5
第5節 援助指針（援助方針）の重要性	P 1 8
第6節 関係機関との協働・連携・役割分担の重要性	P 2 2
第2章 児童相談所の組織と職員	
第1節 組織の標準	P 2 3
第2節 各部門の業務分担	P 2 4
第3節 職員構成	P 2 5
第4節 各職員の職務内容	P 2 7
第5節 職員の資格、研修等	P 3 0
第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務	
第1節 相談援助活動の原則	P 3 2
第2節 相談の受付と受理会議	P 3 3
第3節 調 査	P 4 6
第4節 診 断	P 5 9
第5節 判 定	P 6 1
第6節 援助方針会議	P 6 2
第7節 都道府県児童福祉審議会への意見聴取	P 6 3
第8節 被措置児童虐待	P 6 5
第4章 援助	
第1節 援助の種類	P 6 6
第2節 在宅指導等	P 6 7
第3節 養子縁組	P 7 3
第4節 里親	P 7 8
第5節 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	P 8 9
第6節 児童福祉施設入所措置、指定発達支援医療機関委託	P 9 0
第7節 児童自立生活援助の実施（自立援助ホーム）	P 1 0 9
第8節 福祉事務所送致等	P 1 1 1
第9節 家庭裁判所送致	P 1 1 1
第10節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て	P 1 1 3

第11節	その他未成年者に対する援助	P 1 3 1
第5章	一時保護	P 1 3 2
第6章	事業に係る留意事項	
第1節	家庭、地域に対する援助等	P 1 3 2
第2節	巡回相談	P 1 3 3
第3節	児童虐待防止対策支援事業	P 1 3 4
第4節	ひきこもり等児童福祉対策事業	P 1 3 5
第5節	1歳6か月児、3歳児精密健康診査及び事後指導	P 1 3 5
第6節	障害児（者）に対する事業	P 1 3 6
第7節	特別児童扶養手当、療育手帳に係る判定事務等	P 1 3 7
第8節	虐待を受けた子ども等の保護のための住民基本台帳の閲覧等における支援措置	P 1 3 8
第7章	市町村との関係	
第1節	市町村の業務	P 1 3 9
第2節	都道府県（児童相談所）と市町村の協働・連携・役割分担の基本的考え方	P 1 4 0
第3節	市町村における必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の整備	P 1 4 7
第4節	その他	P 1 4 8
第8章	各種機関との連携	
第1節	各種機関との連携の重要性	P 1 4 9
第2節	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）	P 1 5 1
第3節	福祉事務所との関係	P 1 5 6
第4節	子育て世代包括支援センターとの関係	P 1 5 7
第5節	保健所、市町村保健センター等との関係	P 1 5 9
第6節	民生委員・児童委員（主任児童委員）との関係	P 1 6 1
第7節	児童家庭支援センターとの関係	P 1 6 3
第8節	知的障害者更生相談所及び身体障害者更生相談所並びに発達障害者支援センターとの関係	P 1 6 4
第9節	里親等又は児童福祉施設等との関係	P 1 6 5
第10節	保育所、幼保連携型認定こども園との関係	P 1 6 7
第11節	家庭裁判所との関係	P 1 6 9
第12節	弁護士、弁護士会との関係	P 1 7 1
第13節	学校、教育委員会との関係	P 1 7 1
第14節	警察との関係	P 1 7 3

第 15 節	医療機関との関係	P 1 7 8
第 16 節	婦人相談所との関係	P 1 7 9
第 17 節	配偶者暴力相談支援センターとの関係	P 1 8 0
第 18 節	子ども・若者総合相談センター、地域若者サポート ステーションとの関係	P 1 8 1
第 19 節	法務局及び人権擁護委員との関係	P 1 8 1
第 20 節	民間団体との関係	P 1 8 3
第 21 節	その他の機関との関係	P 1 8 4

第 9 章 児童相談所の設備、器具、必要書類

第 1 節	設備等	P 1 8 5
第 2 節	器具等	P 1 8 5
第 3 節	必要書類	P 1 8 6
第 4 節	統計	P 1 8 7
第 5 節	検証（子ども虐待による死亡事例等の検証）	P 1 8 7

第1章 児童相談所の概要

第1節 児童福祉法の理念

1. 児童福祉法の理念

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）は、全ての子どもの健全な育成及び福祉の積極的増進を基本精神とし、子どもについての根本的総合的法律として、昭和22年に制定された。

また、昭和26年には、児童の権利を守るための憲章として、児童憲章が制定され、国民の子どもに寄せる期待と理想、高い道徳的規範が示されるとともに、平成6年には、子どもの人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定した「児童の権利に関する条約」が締結された。

平成28年6月3日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号。以下「平成28年児童福祉法等改正法」という。）では、その第一条で「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と、児童の権利に関する条約にのっとり、全ての子どもが等しく権利を有すること、つまり子どもが権利の主体であることが明記された。第二条では、全ての国民は子どもの意見を尊重することや、子どもの最善の利益が優先して考慮されるべきことであることが規定されている。加えて、子どもを養育するうえで保護者に第一義的責任があると同時に、国及び地方公共団体はその保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとされた。

2. 児童の権利条約

児童の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）は、日本が批准している国際条約の一つで、18歳未満のすべての者の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として平成元（1989）年秋の国連総会において全会一致で採択された。日本は、翌平成2（1990）年に権利条約に署名し、平成6（1994）年に批准している。権利条約は、前文と全54条から構成されており、国際人権規約（昭和41（1966）年に国連総会で採択された国際条約で、日本は昭和54（1979）年に批准）において定められている権利を子どもについて敷衍し、子どもの人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項が規定され、「締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる（第4条）」とされている。子ども家庭支援のあり方と関連して、以下の理解が重要である。

第一に、子どもの権利は、普遍的な人権の一環として位置づくこと（条約前文）である。したがって、子どもは保護の対象にとどまらず、意思を尊重されるべき権利の主体と考えられている。例えば、権利条約では、「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する（第12条）」という意見表明権の規定があるが、このように通常の市民が持つ権利を

子どもに敷衍している点が重要である。

第二に、権利条約に定める子どもの権利は、大きく「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」にわたっていることである。子どもが有する権利は、それぞれ、生きる、守られる、育つ、参加するという観点から理解され、具体的な支援のあり方が構想されるべきである。

第三に、子どもの「最善の利益」が優先されるべきことである。権利条約には、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする（原文では優先して考慮されるものとする）（第3条）」と規定されている。この点は、子ども家庭福祉の関係者が制度設計・運用、個別的支持に係わる判断や合意形成を行う際の原則として、理解される必要がある。

第四に、子どもの養育・発達に関する父母・法定保護者の一次的責任と、その責任を遂行するための公的支援の必要性についてである。権利条約第18条には、「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する（第1項）」とした上で、「締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務（原文ではサービス）の提供の発展を確保する（第2項）」と規定し、子どもの権利を保障するために父母・法定保護者に公的支援が必要であることを明示している。

第五に、家庭養育の原則である。権利条約には、前文において「児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め」、家庭養育を原則としている。その上で、「一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する（第20条）」と、子どもの最善の利益に即して代替的養育を受ける権利を規定している。前文の趣旨からは、代替的養育は家庭環境に近いものとして設定されるべきである。この具体像は「児童の代替的養護に関する指針（平成21（2009）年国連総会採択）」に示されているが、この指針は「児童の権利条約」の「実施を強化する」ためのものであることが、指針の前文に示されている。

3. 子どもの権利を中心にした児童相談所の相談援助活動

これを踏まえ、児童相談所における子どもや家族への相談援助活動の実施に当たっては、業務の全ての段階において、常に子どもの権利（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）が保障されているかを確認しながら遂行されることが求められている。ともすると、強い声である大人の理論に流される危険があることを認識し、児童相談所職員は子どもの権利の擁護者であることを強く意識しなければならない。加えて、児童相談所には、子どもの権利擁護のため、一時保護等の措置を行う権限が付与されている。つまり、

子どもの権利擁護の最後の砦であることを意識し、子どもの権利擁護のためにその権限を適切に遅滞なく行使する責任がある。

また、児童福祉法第二条にあるように、子どもの養育に対する家庭支援も重要である。子どもの健やかな成長・発達・自立のためには、保護者を含めた家庭ごと支える視点が不可欠であり、その観点から、家庭という子どもの環境づくりを支えることも子どもの権利の保障の重要な側面であることを意識すべきである。

なお、その業務の遂行、つまり子どもの権利擁護に当たっては、児童相談所として子どもの最善の利益を守る責任を果たすことを前提に、その生活支援等においては、子ども家庭にとって身近な市町村、その他の関係機関と適切に連携して層の厚い支援につなげることも必要である。

第2節 児童相談所の性格と任務

1. 児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念

- (1) 児童相談所は、市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること（以下「相談援助活動」という。）を主たる目的として都道府県、指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）及び児童相談所設置市第 59 条の 4 第 1 項の児童相談所設置市をいう。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）に設置される行政機関である。
- (2) 児童相談所における相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われる。このため、常に子どもの最善の利益を優先して考慮し、援助活動を展開していくことが必要である。
- (3) 児童相談所は、この目的を達成するために、基本的に次の 4 つの条件を満たしている必要がある。
 - ① 子どもの権利擁護の主体者である明確な意識を持っていること
 - ② 児童家庭福祉に関する高い専門性を有していること
 - ③ 地域住民や子どもに係る全ての団体や機関に浸透した信頼される機関であること
 - ④ 児童福祉に関係する全ての機関、団体、個人との連携が十分に図られていること
- (4) 児童相談所は、上記理念に基づき、子どもの問題に対し専門性に基づいた一貫した相談援助活動を行うとともに、都道府県等の児童福祉主管部局とも連携しつつ、相談援助活動を総合的に企画し、これを実施していくことが必要である。
- (5) 近年、子どもの権利侵害である児童虐待が増加するなど、子どもや家庭をめぐる問

題が複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応を図るとともに、地域におけるきめ細かな援助が求められている。こうした中、児童相談所については、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）の施行を契機として、一定の体制の充実が図られてきたが、深刻な児童虐待事例が依然として頻発している状況を踏まえ、平成 16 年には児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 30 号）及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 153 号。以下「平成 16 年児童福祉法改正法」という。）が成立し、児童虐待の定義の明確化、国及び地方公共団体の責務等の強化、児童虐待の通告義務の範囲の拡大、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期すための規定の整備、児童家庭相談に関する体制の充実、児童福祉施設や里親の見直し、要保護児童に関する司法関与の見直しなど、児童虐待防止対策を始めとする要保護児童対策の充実・強化が図られた。

この平成 16 年の児童虐待防止法改正法附則においては、法施行後 3 年以内に、児童の住所等における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方等について、児童虐待防止法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと規定された。この検討規定等を踏まえ、児童虐待の防止等に関する施策をさらに強化するため、平成 19 年 5 月、議員立法により、子どもの安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置のとられた子どもとの面会又は通信等の制限の強化、児童虐待を行った保護者が指導に従わない場合の措置を明確にするための規定の整備等を行う児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 73 号）。以下「平成 19 年児童福祉法改正法」という。）が成立した。

さらに平成 20 年には、家庭的保育など子育て支援事業の制度化や要保護児童等に対する家庭的環境における養護の充実等を盛り込んだ児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 85 号。以下「平成 20 年児童福祉法改正法」という。）が成立した。

平成 23 年には、児童虐待の防止等を図り、子どもの権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度の創設、法人又は複数の未成年後見人の選任の許容、親権者等のない里親等委託中又は一時保護中の子どもに係る児童相談所長の親権代行、子どもの福祉のために児童相談所長、施設長、里親等がとる監護等の措置と親権との関係の明確化などを内容とする民法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 61 号）が成立した。

平成 28 年には、全ての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化や里親委託の推進等の所要の措置を盛り込んだ平成 28 年児童福祉法等改正法が成立した。

(平成 28 年 6 月 3 日 (公布日)、10 月 1 日及び平成 29 年 4 月 1 日施行)

法の理念規定は、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されること等が明確でなかったため、平成 28 年児童福祉法等改正法において、子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することを、法に位置付け、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体が、それぞれこれを支える形で、子どもの福祉が保障される旨が明確化された。

具体的には、次の内容が法の総則の冒頭に規定された。(法第 1 条及び第 2 条)

- ① 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。
- ② 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
- ③ 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ④ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

また、家庭は、子どもの成長・発達にとって最も自然な環境であり、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが重要であることから、平成 28 年児童福祉法等改正法により、その旨が法律に明記されたとともに、保護者により虐待が行われているなど、家庭で適切な養育を受けられない場合に、現状では児童養護施設等の施設における養育が中心となっているが、家庭に近い環境での養育を推進するため、養子縁組や里親・ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)への委託を一層進めることも重要であることから、家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されることが原則である旨が法律に明記され、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とすることとされた。

具体的には、次の内容が国及び地方公共団体の責務として法律上に位置付けられた。(法第 3 条の 2)

- ① 国及び地方公共団体は、子どもが「家庭」において心身ともに健やかに養育されるよう、子どもの保護者を支援することとする。
- ② ただし、子どもを家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合は、子どもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、また、子どもを家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合は、必要な措置を講ずることとする。

なお、「家庭」とは、実父母や親族等を養育者とする環境を、「家庭における養育環境と同様の養育環境」とは、養子縁組による家庭、里親家庭、ファミリーホームを、「良好な家庭的環境」とは、施設のうち小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）を指す。

- (6) 児童相談所は、児童虐待防止対策の一層の充実・強化を図っていくことが必要である。とりわけ、児童相談所は全ての職員に関して、子どもの権利擁護に必要な専門的な知識、技術、態度の習得と向上を図り、相談（通告を含む）に対しては、面接や調査等による情報収集と適切なアセスメント（評価）に基づき、子どもの権利を守るために措置などの権限行使を含む相談援助活動を計画し遂行する必要がある。そのためには、児童家庭相談に応じる市町村に対して適切な支援を行うとともに、効果的な援助が期待できるソーシャルワークの技法の開発や確立はもとより、医療、保健、法律その他の幅広い専門機関や職種との連携強化、司法関与の仕組みの有効活用等により、迅速かつ的確な対応を図るとともに、虐待のない親子関係の再構築の促進を行ったり、児童虐待を受けた子どもが家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮の下、子どものみならず保護者も含めた家庭への支援に一層積極的に取り組むことが重要である。

また、平成19年児童福祉法改正法により、虐待通告を受けたとき等の子どもの安全確認を行うための措置の義務化や臨検又は搜索の制度の創設等の措置が講じられ、平成28年児童福祉法等改正法により、措置解除後において児童相談所が地域の関係機関と連携し、定期的な子どもの安全確認、保護者への相談・支援等の実施、臨検又は搜索手続の簡素化により、児童相談所における子どもの安全確認又は安全確保が今後さらに期待されることになる。このため、各児童相談所においては、子どもの安全確認等に向けた迅速かつ適切な対応に一層配慮すべきである。

- (7) 児童虐待について、効果的な援助の実施を図るには、地域における関係機関がネットワークを形成し、相互に役割分担しながら一体となって援助活動を行うことが重要であるが、児童相談所は、児童福祉の中核的専門機関として、市町村における要保護児童対策地域協議会の設置や運営を支援するなど、関係機関等の連携に基づく地域援助活動の展開に向けて、市町村とともに中心的な役割を果たすことが求められる。
- (8) 問題が深刻化する前の早い段階での相談・通告等を促すため、あらゆる機会並びに多面的な媒介手段により、児童相談所を含む地域の児童家庭相談体制について、家庭、地域住民、関係機関等への周知に努める。

2. 児童相談所の任務、機能

- (1) 従来は、あらゆる児童家庭相談について児童相談所が対応することとされてきたが、近年、児童虐待相談等の急増により、緊急かつより高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大しており、こうした幅広い相談全てを児童相談所のみが受け止めることは必ずしも効率的ではなく、市町村を

はじめ多様な機関によるきめ細やかな対応が求められている。

こうした状況を踏まえ、平成 16 年児童福祉法改正法により、平成 17 年 4 月から、

- ① 児童家庭相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、住民に身近な市町村において、虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組みを求めつつ、
- ② 都道府県等（児童相談所）の役割を、専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化し、
- ③ さらに保護者に対する指導に家庭裁判所が関与する仕組みを導入するなど司法関与の強化を行う

等の措置を講じ、児童家庭相談に関わる主体を増加させるとともに、その役割を明確化することにより、全体として地域における児童家庭相談体制の充実を図ることとされた。

さらに、平成 20 年児童福祉法改正法により、平成 21 年 4 月から、市町村職員の研修が都道府県の業務として明確化されることとなった。

しかし、その役割・責務は、法律上の様々な規定に分散し、必ずしも明確ではなかったことから、平成 28 年児童福祉法等改正法により、次のとおり、市町村、都道府県、国それぞれの役割・責務が明確化された。（法第 3 条の 3 各項）

- ① 市町村は、基礎的な地方公共団体として、子どもの身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うこととする。
- ② 都道府県は、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、子どもの福祉に関する業務を適切に行うこととする。
- ③ 国は、市町村及び都道府県の行う業務が適正かつ円滑に行われるよう、子どもが適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報提供等の必要な各般の措置を講ずることとする。

(2) 具体的には、市町村は児童福祉法の施行に関し、次に掲げる業務を行うこととされている（法第 10 条第 1 項各号）。

- ① 子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- ② 子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- ③ 子ども及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- ④ ①～③に掲げるもののほか、子ども及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

また、これらの業務を行うに当たり、子ども及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならないとされている。

(3) これに対し、都道府県等は次に掲げる業務を行うこととされ、児童相談所は、こう

した業務のうち、子どもの福祉に関し、主として①（市町村職員の研修を除く）、②のイからキまで及び③に掲げる業務を行うものとされている。（法第 11 条第 1 項各号及び第 12 条第 2 項）

- ① (2)に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- ② 子ども及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
 - ア 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
 - イ 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
 - ウ 子ども及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
 - エ 子ども及びその保護者につき、ウの調査又は判定に基づいて心理又は子どもの健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。
 - オ 子どもの一時保護を行うこと。
 - カ 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。
 - ・里親に関する普及啓発を行うこと。
 - ・里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
 - ・里親と第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している子ども及び里親相互の交流の場を提供すること。
 - ・第 27 条第 1 項第 3 号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と子どもとの間の調整を行うこと。
 - ・第 27 条第 1 項第 3 号の規定により里親に委託しようとする子ども及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該子どもの養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該子どもの養育に関する計画を作成すること。
 - キ 養子縁組により養子となる子ども、その父母及び当該養子となる子どもの養親となる者、養子縁組により養子となった子ども、その養親となった者及び当該養子となった子どもの父母（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項に規定する特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となった子どもの実方の父母を含む。）その他の子どもを養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- ③ ①、②に掲げるもののほか、子ども及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこ

と。

- (4) その上で、こうした市町村と都道府県の連携については、まず市町村長は、
- ① (2)の③に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない（法第10条第2項）、
 - ② (2)の③に掲げる業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。（法第10条第3項）
- (5) 他方、都道府県知事は、市町村の(2)に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。（法第11条第2項）
- (6) このように児童相談所は、相談援助活動の理念を実現するため、児童家庭相談に関する一義的な相談窓口である市町村との適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、次の機能等を十分に発揮、活用し、その任務を果たしていく必要がある。

ア 基本的機能

(ア) 市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能（法第12条第2項）

(イ) 相談機能

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針（援助方針）を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う機能（法第12条第2項）

(ロ) 一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能（法第12条第2項、第12条の4、第33条）

(ハ) 措置機能

子ども又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該子ども若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。以下同じ。）、市町村、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）に委託し、又は児童福祉施設若しくは指定発達支援医療機関（以下「児童福祉施設等」という。）に入所させ、若しくは委託する等の機能（法第26条、第27条（第32条による都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市の市長を含む。）の権限の委任）

イ 民法上の権限

親権者の親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失（親権喪失等）の審判の請求又はこれらの審判取消しの請求並びに未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うことができる。（法第 33 条の 7、第 33 条の 8 第 1 項、第 33 条の 9）

- (7) その他児童相談所は地域の必要に応じ、子どもや家庭に対する相談援助活動の総合的企画及びその実施を行う機関として、家庭、地域における児童養育を支援する活動を積極的に展開するとともに、地域における各機関が相互の役割や業務の内容等について正しく理解し、子どもや家庭の問題に対し共通の認識のもとに一体的な援助活動が行えるよう、市町村における要保護児童対策地域協議会の設置や運営の支援など、市町村とともに関係機関のネットワーク化を推進する。

3. 児童相談所の設置

- (1) 児童相談所はその任務、性格に鑑み、都道府県（指定都市を含む。）に設置義務が課されている。（法第 12 条、第 59 条の 4、地方自治法第 156 条）

また、平成 16 年児童福祉法改正法により、平成 18 年 4 月からは、指定都市以外にも個別に政令で指定する市（児童相談所設置市）も、児童相談所を設置することができることとされ、平成 28 年児童福祉法等改正法により、平成 29 年 4 月からは、政令で指定する特別区も、児童相談所を設置することができることとされた。（法第 59 条の 4 第 1 項）

児童相談所設置市の事務の範囲は指定都市が行う事務と同様であり、児童相談所における相談業務のみならず、援助活動を実施するための児童福祉施設の設置の認可、里親の認定、要保護児童の保護措置及び児童福祉法の適用がある少年について強制措置を必要とする時の家庭裁判所送致等の実施等を一貫して行うことが必要である。

児童相談所を設置し、又はその設備の規模及び構造等を変更したときは、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「則」という。）第 3 条に定める事項について厚生労働大臣に報告しなければならない。（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「令」という。）第 2 条）

なお、児童相談所を設置するに当たっては、住民、利用者の視点に立った保健・福祉サービスを推進する観点から福祉事務所、保健所、知的障害者更生相談所等の各事務所と統合を推進することも差し支えない。

ただし、各事務所と統合することにより「児童相談所」の名称が用いられず、住民にとって当該事務所が児童相談所であることが認識されないことも考えられる。

よって、迅速な児童虐待対応を図るためにも、広報誌やホームページにおいて、当該事務所が児童相談所であることがわかるよう表記することや、当該事務所の門柱等に「児童相談所」と表示する等の措置を講ずることが望ましい。

指定都市以外の市が児童相談所設置市として指定を受けるための手続きは、平成 20 年 8 月 29 日付け雇児総発第 0829001 号「児童相談所を設置する市について」による。

- (2) 児童相談所は管轄区域を有している。管轄区域は、その区域内に居住する子どもの数その他社会的環境等を考慮して定めなければならない。（則第5条の2）
- (3) 都道府県知事、指定都市の長及び児童相談所設置市の長（以下、「都道府県知事等」という。）は都道府県等内の連絡調整や相談援助活動を円滑に行うため、児童相談所のうちの一つを中央児童相談所に指定することができる。（則第4条第1項）
- (4) 中央児童相談所は、都道府県等内の児童相談所の実情について把握し、また、連絡調整、技術的援助、情報提供、措置の調整等必要な援助を行っていかなければならない。また、中央児童相談所長は、それぞれ管轄区域をもつ児童相談所を援助しその連絡を図るため他の児童相談所長に対し、必要な事項を報告させることができる。（則第4条第2項、第5条）
- (5) 児童相談所設置市に設置された児童相談所については、原則として一時保護所を設置するものとする。但し、都道府県が設置する児童相談所の一時保護所の活用や児童福祉施設への委託などにより、一時保護機能が十分に確保できる体制を整えている場合においてはこの限りではない。
- (6) 都道府県知事は、児童相談所設置市の長に対し、その設置する児童相談所の円滑な運営が確保されるように必要な勧告、助言又は援助をすることができる。
具体的には、一時保護や施設入所に関して広域的な調整を行うことや、児童相談所の立ち上げ当初の支援、特に高度な専門的な知識及び技術を要する相談への対応に関して技術的援助や助言を行うことが考えられるが、市（特別区を含む。）における児童相談所設置に向けた検討においては、都道府県は、他の都道府県に存する市を含め、市からの相談に対する適切な対応や支援を行うことが求められる。

第3節 児童相談所の業務

1. 相談の受付

- (1) 児童相談所は子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに応ずることとされている（法第12条）。また、専門的な知識及び技術等を必要とする相談について、市町村から児童相談所の技術的援助や助言などを求められた場合、必要な措置を講じなければならない。
なお、子ども本人やその家族など一般の相談者が、自らの相談が専門的な知識及び技術等を要するものであるか否かを判断することは通常困難であり、児童相談所においては、相談の受付自体は幅広く行うこととしつつ、その内容に応じて、市町村等の関係機関と連携し、協働しながら、最も適切な中心となって責任を持つ機関を選定していくことになる。しかし、常に何らかの専門的対応が必要になった場合は関与できる体制としておくことも児童相談所に求められている。
- (2) また、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童をいう。以下同じ。）を発見した者は、市町村、都道府県の設置す

る福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならないこととされている。

児童相談所は、地域住民や関係機関から直接通告を受けて、あるいは通告を受けた市町村や都道府県の設置する福祉事務所から送致を受けて子どもの権利擁護のための援助活動を展開する。

- (3) このほか、少年法（昭和 23 年法律第 168 号）の規定に基づく警察官からの送致、家庭裁判所からの送致を受けて、援助活動を展開することもある。
- (4) 児童相談所が対象とする子どもとは 18 歳未満の者をいうが、第 3 章第 2 節にみるようにいくつかの例外規定が設けられており、18 歳までにかかわってきた子どもの自立に資するためには、18 歳以上でも直接支援を行っている他機関の要請があった場合、子どもの最善の利益を優先して検討し対応する必要がある。
- (5) 相談の受付については来所、電話、文書等によるものがあるが、巡回相談や電話相談を活発に行う等、利用者の利便性向上を図っていく。

特に電話相談に関しては、児童相談所への通告・相談の手段として一般に利用しやすく、児童相談所全国共通ダイヤルが平成 27 年 7 月から覚えやすい 3 桁番号(189 (いち・はや・く))にされるなど、より一層の活用が期待されることから、ホームページやパンフレット等において、電話相談の受付方法を積極的に周知すること。また、児童虐待が疑われる子どもを発見した場合、子育てや出産に関し悩みを抱えている場合などにおいて、通告や相談をためらうことが無いよう、匿名で相談が可能であることも、あわせて周知することが望ましい。

- (6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 5 条において行政機関は「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」とされているところ、相談の受付に関しては、障害者（児）の方が通告・相談を行うことができるよう必要な措置を講ずること。

2. 相談援助活動の展開

- (1) 調査、診断、判定（アセスメント）、見立て

児童相談所は、受け付けた相談（通告を含む。）について主に児童福祉司、相談員等により行われる子どもとその家族への面接及び親族や地域関係者との面接を含むその他の調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の児童指導員、保育士等による行動診断、その他の診断（理学療法士等によるもの等）をもとに、原則としてこれらの者の協議により総合的なアセスメント（総合診断）を行い、子どもとその家庭に関する全体像をつかみ、現在問題となっている状態に至ったプロセスを見立てる。

虐待通告や虐待者自身やその家族からの虐待相談、その他の相談において虐待が疑われるときには以下の展開が必要になる。

※危機状態の判断

子どもの心身の安全が脅かされて、緊急に対応しなければならない危機状態にあるかどうかの判断は常に行われなければならない。必要に応じて、一時保護やその委託などを含む介入を行って、まず心身の安全を確保しなければならない。詳しい面接や調査は安全が確保されてから行う。

※緊急度の判断

早急な危機介入を要しない場合は数日以内の面接や調査に基づいて、緊急度の判断が行われ、緊急度に応じた一時保護等の対応がなされることになる。例えば、入院中で心身の安全は確保できているが緊急度が高いと判断される場合は、入院中からの一時保護委託や退院時の一時保護が必要になる。

また、性的虐待等で本人からの事実確認が必要な場合には、虐待がなくなったとしても加害者のいる場で生活しているのは事実確認が困難になるため、一時保護等により安全を確保して面接や調査をすることが必要となる。

(2) 援助指針（援助方針）の作成とそれに基づく援助活動

(1)で述べたアセスメント及び見立てに基づき、個々の子どもに対する援助指針（援助方針）を作成する。援助指針（援助方針）は、子どもやその保護者等が有するそれぞれの課題や援助ニーズについて家庭環境調整を含めた援助の目標、援助方法、その他留意事項を明確に記載すること。また、援助指針（援助方針）の策定に際しては、児童相談所の方針を子ども及びその保護者並びに、必要に応じて祖父母等の親族に伝え、その意向を聴取するとともに、その策定過程においても、可能な限り子ども及びその保護者等（祖父母等の親族を含む）と協議を行うなど、これらの者の参加を得ることが望ましい。

在宅での支援が適切と考えられる時には、必要に応じて、市町村や要保護児童対策地域協議会と連携して、協同で援助指針（援助方針）を立て、役割分担とそれぞれの目標を定めて支援を開始し、一定期間のもとに支援効果を判定する。同時に、常に子どもへの権利侵害が悪化する危険を意識し、通常と異なる状況が発生した時に情報を集約する方法と場を設定し、危機状態に陥ったときの対応もシミュレーションしておく必要がある。

一方、児童福祉施設への入所措置が採られる場合には、当該施設は、児童相談所の援助指針（援助方針）を踏まえて自立支援を実施することとなる。このため、児童相談所は、個々の子ども等に対する援助指針（援助方針）を策定する際には、児童福祉施設と十分な協議を行うこととする。

(3) 業務遂行体制

この業務を遂行するため、児童相談所は原則として総務部門、相談・判定・指導・措置部門、一時保護部門の三部門制をとり、各々の専門職から成る受理会議、判定会議、援助方針会議において、常に子どもの最善の利益の観点から子ども、保護者等の

援助について検討して計画し、さらに検証していく作業を行う。特に困難事例、計画どおり進行していない事例及び虐待による死亡事例を始めとする状態が悪化した事例などについては、その原因や対策などについて関係者と十分に協議し、検証する必要がある。このチーム協議による判定と援助指針（援助方針）の作成、それに基づく援助が児童相談所の専門性を支える大きな柱であり、これにより、子どもとその環境を総合的に理解した援助活動が展開できると考えられる。

3. 相談援助活動の体系

児童相談所における相談援助活動の体系を概念的に示すと図-1のようになる。また、この業務は多くの関係機関との連絡協調の中で進められなければならないが、このことを考慮に入れ、児童相談所の業務系統図を示すとおおむね図-2のとおりである。

4. 家庭、地域に対する援助の展開

児童相談所は、地域の必要に応じ子どもの健やかな育成及び家庭、地域における児童養育を支援するため、市町村と協働・連携・役割分担を図りつつ、次に掲げるような家庭、地域に対する援助活動を積極的に展開する。

- ① 住民のニーズを的確に把握するための情報収集、調査等
- ② 住民のニーズに対応した事業の企画及びその実施
 - ア 巡回相談、電話相談
 - イ 講演会やシンポジウムの開催、情報誌等の配付等による啓発的、予防的活動
 - ウ 関係機関との連絡会議の実施
 - エ その他の事業
- ③ 児童虐待防止のための活動
 - ア 児童虐待防止のための早期発見、通告についての普及啓発
 - イ 関係機関ネットワーク（要保護児童対策地域協議会など）の形成
 - ウ 児童虐待についての研修の実施など
- ④ 子どもの福祉に関する多様なサービスの調整
- ⑤ 関係機関に対する児童福祉に関する助言等の技術的支援
- ⑥ 住民に対する情報提供活動等
- ⑦ 先駆的取組による相談援助方法の開発と啓発
- ⑧ フォーマル及びインフォーマルな社会資源を活用した子どもの権利を守る地域社会の構築のための活動等

5. 業務遂行上の配慮

- (1) 児童相談所における相談援助活動は、子ども、保護者等の人権に十分配慮しながら行うとともに、常に子どもの最善の利益を図ることを最優先に行わなければならない。
- (2) 子ども、保護者等に対する援助を行うに当たっては、アセスメントの結果及び援助指針（援助方針）とその指針（方針）が必要と考えられる理由に関して、年齢に応じた方法で十分な説明をし、子どもや家族の意向、意見を十分に傾聴し、尊重するよう

配慮する。

(3) 調査、診断等を実施する場合、他の機関にあっせん又は連携して援助に当たる場合等においては、原則として子ども、保護者等の同意を得る等、プライバシー保護に留意する。ただし、子どもの心身の安全確保に必要な場合はその限りではない。また、多機関と連携する場合は要保護児童対策地域協議会の枠組みを利用するなどにより、プライバシーの保護を図る。

(4) 職員は職務上知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

なお、これに反した場合には、法第 61 条又は地方公務員法第 34 条により処罰の対象となる。

第 4 節 相談の種類とその対応

1. 相談の種類

相談の種類は子どもの福祉に関する各般の問題にわたるが、現在の統計上は養護相談、障害相談、非行相談、育成相談、保健相談、その他の相談に分類される。

2. 各種相談の対応の基本

(1) 養護相談

ア 家庭の養育状況が子どもの権利を守ることができなくなった状況であることに関する相談への対応。

イ 家庭環境の評価が重要であり、面接のみならず、家庭環境が子どもの権利が守れるものであるかについて評価を行う。

ウ 保護者のいない場合、棄児の場合、離婚の場合、両親の病気の場合、虐待・放任の場合等それぞれの相談に応じて適切に情報収集、アセスメントが行われ、援助指針（援助方針）を立てる必要があるが、常に最も重大な権利侵害である児童虐待が背景にある可能性を考慮しなければならない。

エ 安全確認等により、子どもの心身の安全が脅かされている危機状態と考えられる時には、遅滞なく子どもの安全を守るため、一時保護等の危機介入を行う。その場合は子どもの安全が守られてから調査やアセスメントとそれに基づく援助指針（援助方針）が作成されることになる。

オ 少なくとも数日以上猶予がある場合には、迅速な面接・調査に基づき、緊急性のアセスメントを行い、保護が必要かどうかを判断する。平成 11 年 3 月 29 日児企発第 11 号「子ども虐待対応の手引き」に示されている緊急保護の要否判断に関するアセスメントフローチャートが参考になる。

カ 虐待やその危険があるが、面接・調査・アセスメントに基づき、在宅での支援が可能と考えられる場合には、要保護児童対策地域協議会で、市町村や関係機関と協働して援助（支援）のための計画を立てて、援助（支援）を行う。そのためには、市町村における設置や運営を支援するなど、虐待の予防・早期発見から虐待を受け

た子どもの保護・自立支援に至るまでの関係機関による連携体制づくりに努める。

キ 保護者が適切に援助を受けない時等には、27条1項2号に基づく指導措置を使うなど、児童相談所の持っている権限により子どもの最善の利益を確保しなければならない。その際、直接の支援は市町村やその他の機関が行った方が有効であると考えられる場合には、指導の委託を行い、措置を行った児童相談所と協働して支援を行う方法も幅広く利用することが必要である。

ク 一時保護がなされた場合は、子どもの安全を確保したうえで、面接、調査、アセスメントとそれに基づく援助指針（援助方針）が策定されることになるが、常に子どもの最善の利益に留意する。親から一定期間分離して養育することが必要と考えられる時には、子どもに家庭が与えられる権利に基づき、里親等の家庭に措置できるように対応する。特に乳幼児といった低年齢児はこの原則を貫く必要がある。保護者が反対する場合は、子どもを家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育するということが、児童福祉法でも謳われていることも含めて説明し、子どもの最善の利益を追求する。子どもの行動の問題等で里親等の家庭養育が困難な場合は、小規模で地域に存在する施設に措置することが原則である。

場合によっては、施設入所等の措置の承認を得るための家庭裁判所に対する家事審判の申立てや親権喪失等の審判の請求も検討する。なお、この際においても保護者等に対して相談援助技術を駆使しながら十分な指導と調整を行う。

子どもが分離保護されている間の実親への支援も同時に計画される必要がある。その支援は親子関係の再構築を目指すものであり、実親が在住する市町村や関係機関と連携して支援を行う。

なお、その際に、親の養育能力や子どもとの関係性を常に判断し、親から分離されての措置が長期にわたる可能性が高い場合は、子どもの養育の場の永続性担保の観点から養子縁組を積極的に活用すること。

ケ 子どもが家庭で養育される権利を保障するためには、養育里親および養親を育てる必要がある。平成28年児童福祉等法改正法において、そのリクルートから支援までを一括して行う包括的里親養育機関として、それを行う責任が都道府県に付加された。児童相談所以外に委託されることもあるが、十分な連携を取って、里親および養親の開拓、育成、適格性の判断、子どもとのマッチング、養育支援、子どもの自立支援などを行っていく必要がある。

コ 虐待及び長期にわたり要養護状態に置かれている子どもについては、その環境が子どもの心身の発達に及ぼす影響等に特に留意して、アセスメントおよび逆境体験からの回復に対する援助が行われる必要がある。

(2) 障害相談

ア 障害相談は生育歴、周産期の状況、家族歴、身体の状況、精神発達の状況や情緒の状態、保護者や子どもの所属する集団の状況等について調査・診断・判定をし、

必要な援助に結びつける。

- イ 専門的な医学的診療又は治療が必要な場合には、医療機関等にあっせんするとともに、その後においても相互の連携を行う。
- ウ また、子どものみならず、必要に応じて、保護者の障害受容などを含め、子どもを含む家族全体及び子どもの所属集団に対する相談援助も行う。

(3) 非行相談

- ア 通告等がありながらも、子ども、保護者等に相談を受ける動機付けが十分でないものもあるため、高度のソーシャルワーク技術が求められる。
- イ 学校等所属集団からの相談や通告については、所属集団との連携が不可欠であり、事前の打合せを綿密に行い、相互の役割分担を明確にするとともに、子どもの最善の利益の確保並びに子どもの意向、保護者等の意思に十分配慮する。
- ウ 個々の子どもや家庭にのみ焦点を当てるのではなく、その子どもを含む集団全体を対象とし、関係機関との十分な連携が必要である。その際、各機関との情報交換を密にし、その子どもや家庭に対する共通の認識に立った一体的な援助活動が行えるよう努める。
- エ 触法行為に係るものも含め非行少年に関する通告を受けた場合には、子どもの最善の利益の観点から必要な調査を十分に行うこと。また、こうした行為の背景には児童虐待の影響などがあり、その原因に対するアプローチが重要である。
- オ 平成19年の少年法改正により、警察が調査を行った結果、一定の重大事件に係る触法少年と史料し、又は、当該少年に係る事件につき家庭裁判所の審判に付すことが適当と史料するときは、警察の調査結果を活かし事案の真相解明を踏まえた適正な措置がとられるよう、児童相談所長に送致する制度が設けられた。
また、警察の調査により作成された書類については、警察官から児童相談所長への送致の際にあわせて送付されることとされた。その後、児童相談所長等が家庭裁判所送致の措置をとったときは、児童相談所等の作成書類と共に、警察の作成書類も家庭裁判所に送付することとされている。
このため、児童相談所は、援助内容の決定に当たって、これらの書類を十分活用する。

(4) 育成相談

- ア 育成相談は性格行動、しつけ、適性、不登校等に関するものであり、子どもの生育歴、性格や欲求の状態、親子関係や近隣、所属集団等との関係が主として調査・診断・判定の対象となる。
- イ 適切な助言指導で終結することもあるが、担当教師、施設職員等関係者との適切な連携による援助を必要とする場合には、相互理解を深めるよう留意する。
- ウ 継続的な援助が必要な場合には、子ども、保護者等に対し、問題解決に対する動機付けを十分に行い、各種のソーシャルワーク、カウンセリング、心理療法等の技

法による援助を行う。

- エ 不登校に関する相談に関しては、学校や教育委員会等の関係機関と十分に連携を図りながら対応することとし、関係機関からの情報収集を行うなど、まず、何らかの形で子どもが安全に生活しているかどうかの確認を行う。加えて、保護者が子どもの態様に応じた適切な監護を行っているか又はそれを期待できるかを判断する。家庭内暴力や自殺企図、強度の摂食障害等、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある場合は適切に介入する必要がある。学校や教育機関のみならず、必要に応じて保健機関、医療機関、警察等とも連携して、子どもを被害や加害から守ることが必要である。また、背景に保護者からの虐待やネグレクトがある場合は、養護相談の虐待相談としての対応を行う。

(5) 保健相談

- ア 保健相談は、低出生体重児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患等に関するものであり、子どもの健康状態、法定健診の受診歴等を調査・診断・判定をし、必要な援助に結びつける。
- イ 調査・診断・判定に当たっては、医師又は保健師を中心として対応することとし、児童相談所の役割を超えるものや、保健所等関係機関での援助が必要な場合には、関係機関と連携して対応を行い、必要に応じて他機関へのあっせんを行うこと。

(6) その他の相談

- ア 児童相談所は、里親希望に関する相談、養子縁組に関する相談、夫婦関係等についての相談等、上記(1)～(5)のいずれにも含まれない相談を受けた場合にも、相談に来所した人の気持ちを十分理解したうえで対応し、他の機関での援助が子ども、保護者等の福祉向上につながると考えられるものについては、適切な機関にあっせんすることも重要である。
- イ いじめ相談については、上記の(1)～(5)の各種相談の一環として行われる「いじめ」に関する相談に対応するに当たって、
 - ① 子どもの錯綜する気持ちに十分配慮して、安心できる雰囲気を作り、悩みを一緒に考えるという姿勢で相談に臨むとともに、保護者に対しても苦悩する心情に十分配慮することが重要である。
 - ② 子ども本人や保護者への援助を行うとともに、いじめの原因、態様、程度等の状況に応じて、学校や教育委員会と十分な連携を図るとともに、必要に応じ、医療機関、警察等とも協力をしつつ対応を進めることが必要である。

第5節 援助指針（援助方針）の重要性

1. 援助指針（援助方針）の必要性

- (1) 児童相談所は受理した相談について、種々の専門職員の関与による調査・診断・判定を行い、それに基づいて援助指針（援助方針）を作成し援助を行う。援助指針（援

助方針)の決定は、できるだけ迅速に行うよう努める。

- (2) 援助の内容としては、自らが有している機能を活用する指導のほか、里親等への委託又は児童福祉施設等への措置、他の機関への送致、あっせん等があるが、いずれの場合においても子どもの最善の利益を踏まえた具体的援助指針(援助方針)の作成は必要不可欠であり、また、それに基づき行われた援助の結果を追跡、確認し、援助指針(援助方針)の検証や新たな指針(方針)の作成を進めていく。

在宅での援助を行う場合は、要保護児童対策地域協議会などを基盤に、市町村や関係機関と連携し、協働して見直しまでの期間に関する適切な援助(支援)計画と援助目標を立て、それを共有し、それぞれの機関の役割や援助目標を決め、見直しの会議の時期を設定する。また、家庭環境の変化等集約すべき情報を想定し、その情報を集約する機関を決め、危機状態になったときのシミュレーションを行っておく。

保護者が必要な援助を拒否することにより子どもに適切な養育がなされない場合には、児童相談所として指導措置による枠組みを提示する。その際、具体的な指導や支援を市町村が行った方が良いと考えられる場合は、市町村に委託する。指導措置を行っても援助を受け入れない場合は、再評価のために一時保護を行う等により、子どもの権利を守る行動を積極的に起こす必要がある。

里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をする場合には、子どもへの援助指針(援助方針(里親等への措置の場合は自立支援計画))と実親への援助指針(援助方針)を策定し、それに基づき行われた援助について定期的に検証を行い、必要に応じて、方針等の見直しを行うこと。保護者への援助指針(援助方針)は子どもと実親の関係性の再構築を目指すものであり、実親が在住する市町村やその関係機関と連携して指針(方針)を立てる必要がある。

援助指針(援助方針)とは、子どもの最善の利益を追求するための指針(方針)であり、効果的な援助を実施するためには、個々の子どもとその家族の複雑な支援ニーズを適切に把握・評価し、援助の目標を立て、その目標を達成するための具体的で実効性のある指針(方針)の策定が必要不可欠である。当該指針(方針)に基づき、支援を実施するからこそ、子どもの自立支援を効果的に推進することが可能となることに留意し、適切に対応すること。なお、援助指針(援助方針)は定期的(3~4か月に1回程度)に見直しを行うこと。

- (3) 援助指針(援助方針)は、児童相談所の果たす役割を明らかにするとともに、児童相談所と子ども、保護者、関係機関、里親、施設等とをつなぐ橋渡しの役割を果たすものである。

2. 援助指針(援助方針)を定める過程

- (1) 児童相談所は、相談を受理した時点において援助指針(援助方針)を作成することを予測して相談援助活動を進めていく。
- (2) 児童福祉司又は相談員等は、子ども及びその家族への面接や拡大家族や関係機関や

地域への聞き取り等により、問題の所在とその背景等についての調査を進め、相談者による主訴とその背後にある基本的な問題並びに問題と社会的環境との関連等を解明することにより、社会学や社会福祉学的視点から援助のあり方を明確にする。（社会診断）

(3) 児童心理司等は、心理学的諸検査や面接、観察等を通じて子どもの人格全体の評価及び家族の心理学的評価を行う。その際、子どもの能力や適性の程度、問題の心理学的意味、心理的葛藤や適応機制の具体的内容、家族の人間関係等について解明する。（心理診断）

(4) 医師は、医学的見地から子ども、保護者等の身体的・精神的な状態を診断・評価する。また、高度の専門性が要求される場合は、専門医療機関、施設等の医師の判断を求める。（医学診断）

(5) 必要がある場合には、一時保護等を通じて子どもの行動観察を実施し、観察会議の中で児童指導員、保育士等によって子どもの行動上の特徴や問題点を明らかにする。（行動診断）

(6) その他必要に応じ、言語治療担当職員、理学療法士等の診断を求める。（その他の診断）

(7) 上記の社会診断、医学診断、心理診断、行動診断、その他の診断がなされた段階で各分野の担当者が協議の結果、判定と援助指針（援助方針）案を導き出す。なお、里親等へ委託又は児童福祉施設等への措置を行う場合には、判定会議において行い、援助指針（援助方針）案を里親、施設職員等の関係者と十分に協議して策定する。

(8) 援助指針（援助方針）案を策定するに当たっては、事前に子どもや保護者等に対して児童相談所の案について十分説明を行い、その意向等を踏まえて策定すること。

(9) 援助指針（援助方針）は援助方針会議等を経た後決定する。

(10) 援助指針（援助方針）を定める過程を概念的に図示すると図一3のとおりである。

3. 援助指針（援助方針）の内容

(1) 援助指針（援助方針）には、次の内容を含める。

ア 援助の選択を行った根拠となるアセスメントと見立ての総括

各分野のアセスメントなどをもとにして、組織としての子どもの最善の利益の観点から総合的な検討に基づき診断（アセスメントと見立ての総括）した内容

イ 個々の子ども、保護者等に対する援助の選択及びその理由

子どもの意向、保護者等の意見及び具体的援助を行う者や社会資源等の条件を考慮し、その子どもの最善の利益に適合する援助を選択するとともに、その理由を明確にしておく。

また、選択した援助に対する子どもの意向、保護者等の意見を明記するとともに、都道府県児童福祉審議会の意見を聴取した場合はその意見を明記する。

ウ 具体的援助の指針（方針）

子どもや保護者等が持つそれぞれの問題点や課題について、家庭環境調整を含めた援助の目標、援助方法、その他留意点等を短期的、中長期的に明確にするとともに、活用し得る社会資源や人的資源、制度等についても明らかにするなど、具体的かつ広範な指針（方針）作成を行う。

特に、他機関等と連携しながら援助を行う場合には、それぞれの機関の役割と目標等について明確にしておく。

エ 援助指針（援助方針）の検証と見直しの時期

事例は常に変化するものであり、これに伴い援助における課題や援助の方法等も変化することから、援助指針（援助方針）は定期的に見直す必要がある（3～4か月に1回程度）。このため、次期検証の時期を明確にしておく。

オ 変化に関する情報の把握

在宅での支援はもちろんのこと、分離保護されている子どもに関しても親やその他の関係において、心身の安全が脅かされる危険もある。そのような情報を常に児童相談所が把握しておく必要がある。

カ 危機状態への対応

援助指針（援助方針）に基づいて援助を行っていても、様々な理由で子どもの安全が脅かされる危機状態になることもある。その場合の対応をシミュレーションしておく必要がある。

- (2) 里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をする場合、及び児童委員指導、市町村指導や児童家庭支援センター指導等他機関や市町村に指導を委ねるか他機関と連携しながら指導を行う場合は、事前に当該事例における問題点や課題、児童相談所の考え方等を十分伝え、協働して援助指針（援助方針）を作成し、中心となって対応する機関を明らかにするとともに、それぞれの役割や援助目標や援助指針（援助方針）について明確にし、関係する全ての機関がその援助指針（援助方針）を共有する。里親等への委託や児童福祉施設等への措置をする際には、支援の進捗状況に応じ、保護者、子ども、家庭や地域のアセスメントに基づき、保護者や家庭支援の頻度・内容・支援を担う機関や人材の計画、その計画の評価方法、家庭復帰を目指して取り組む親子関係再構築支援に関する内容を盛り込み、この内容を実施した上で、家庭復帰については、子どもや家庭の状況等を踏まえて判断すること。なお、この場合も上記アからカまでが援助指針（援助方針）に含まれていることを確認する。
- (3) 関係機関へあつせんする場合にも、誰が中心となるのか、役割分担をどうするのか等についても、相手機関と十分協議の上、援助指針（援助方針）に盛り込んでおく。
- (4) 児童福祉司指導、継続指導等であっても担当者の恣意的判断によるものでなく、児童相談所の責任の下に実施するということを確認しておく。
- (5) 比較的軽易な事例、緊急対応が不必要な事例については上記のような綿密な指針（方針）を立てることなく、援助を行うこともあると考えられるが、児童記録票には簡単

であっても、アセスメントの結果とその援助を選択した理由を明記しておく必要がある。なお、その内容の可否については援助方針会議等の中で確認する。

- (6) 立てられた援助指針（援助方針）については、必ず、子ども及び保護者に説明し、理解を促し、可能な限り同意を得て、それを記載しておく。その際、子どもの年齢に応じて理解できるように説明することが必要である。虐待をした保護者など、保護者の中には説明すら聞こうとしない者もいるが、その場合でも説明を聞く機会を提供することが必要である。
- (7) 援助指針（援助方針）において子どもや保護者が取り組むべき課題が設定される場合、子どもや保護者が説明を受けても、取り組むべき課題が難しすぎたり、多すぎたりすると、取り組む意欲をそぐことにもなるため、子どもや保護者の性格や心身の状況などに応じた課題設定をする。
- (8) そのためには、判定会議等で、提案された支援課題の中から比較的变化変容しやすい短期間での援助効果が期待できる課題は何か、変化することによって子ども全体に影響を及ぼす課題は何かなどについて検討し、その子どもや保護者が取り組むべき具体的な優先的・重点的課題を明らかにするとともに、これらを子どもや保護者に提示しておくことが望ましい。

4. 援助指針（援助方針）の実行及び再検討

- (1) 里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をする場合、児童相談所は、援助指針（援助方針）に基づき、事前に里親等又は児童福祉施設等と協議を行った上で、援助指針（援助方針）を策定すること。
- (2) その後の援助により、子どもや家庭の有する問題等が軽減され、又は新たな方向に問題が展開する等、子どもや家庭の問題は変化する。この変化に対応するため、援助指針（援助方針）については、里親等又は児童福祉施設等の意見も踏まえながら、一定の期間（3～4か月に1回程度）をおいて再検討を加えることとし、その際、施設入所中の子どもについては、個々の状況に応じて、里親委託や養子縁組を検討するなど家庭養護への移行に向けた最大限の努力を行うこと。特に、乳幼児は、安定した家族の関係の中で愛着関係の基礎を作る時期であることから、数か月以内には家庭養護へ移行できるよう検討すること。また、援助指針（援助方針）の見直しに当たっては、子ども及びその保護者の意向を聴取するなど、これらの者の参加を得て再検討を加えていくことが望ましい。
- (3) 措置や指導等を終結するときは、その理由を明確にし、援助方針会議等で検討し、援助指針（援助方針）、自立支援計画及び援助の具体的内容の適否について評価する。評価の結果については、原則として子どもや保護者に対する影響などに配慮しつつ、子ども及び保護者に説明する。

第6節 関係機関との協働・連携・役割分担の重要性

- (1) 児童相談所は、判定、援助指針（援助方針）作成の面での専門機関であると同時に、子どもの問題解決のために多様なサービスを調整し、家庭や地域に対する児童養育を支援する役割を果たしていくことが必要である。
- (2) このため、地域にある各種相談機関、施設等の実情について十分把握するとともに、児童相談所の業務や役割について理解を促すなど、常に円滑な連携が図れるための体制の整備に努める。特に、子どもや家庭が抱える問題が複雑化、多様化し、関係機関が多く整備されてきている今日においては、各機関が共通の認識に立って一体的な援助活動ができるようその調整機能が重要となっており、的確にその役割を果たしていく。
- (3) 特に市町村との関係においては、平成 28 年児童福祉法等改正法において、市町村は「基礎的な地方公共団体として、子どもの身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うこと」とされたことから、市町村と都道府県（児童相談所）それぞれの役割を理解し、日頃から情報共有を行う等連携体制の整備を図る必要がある。

また、児童相談所において受理したケースについて、関係機関と情報共有することで、対応の遅れの防止やより適切な支援の実施が図られることから、要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関との情報共有も積極的に実施すること。
- (4) 児童相談所が連携を図るべき主な機関は表 1 に示したとおりである。なお、市町村との関係については第 7 章を、各機関との具体的連携のあり方については第 8 章を参照すること。

第 2 章 児童相談所の組織と職員

第 1 節 組織の標準

1. 規模

児童相談所の規模は、人口 150 万人以上の地方公共団体の中央児童相談所は A 級、その他の児童相談所は B 級を標準とする。

2. 組織構成

- (1) 児童相談所の組織については、総務部門、相談・判定・指導・措置部門、一時保護部門の 3 部門をもつことを標準とする。
- (2) 組織規模が過大になる等の理由により、相談・判定・指導・措置部門を細分化する必要がある場合には、業務の流れ及び職種等を考慮し、区分する。標準的には次のような組織となると考えられる。

A 級（総務部門、相談・指導部門、判定・指導部門、措置部門、一時保護部門）
B 級（総務部門、相談・措置部門、判定・指導部門、一時保護部門）
- (3) (2) のみによることができない場合には、さらに以下の方法により対応することも考えられる。

- ① 地区別構成（地区チーム制等）
- ② 相談種類別構成（養護チーム、障害チーム、非行チーム、育成チーム等）の他、児童虐待等の相談に対して迅速な対応が行えるよう、養護チームの中に児童虐待専従チーム等を設置することも必要
- (4) 具体的構成を設定するには、児童相談所の規模、管轄区域の人口、面積その他各地方公共団体の実情も考慮する。
- (5) その際、相談があった子ども、保護者等に対しては、チームによる相談援助活動及び中心となって関わる担当者が確保できる体制をとる。
- (6) 職員については、各部門の業務及び各職員の職務内容を勘案し、適切に配置する。

第2節 各部門の業務分担

児童相談所の業務は各部門によるチームワークを原則とするので、その構成単位部門の単独責任によって対応しうるものはほとんどないが、業務手続上、主として各部門がいかなる業務を担当するものであるかをA級の場合の例を示すと以下のとおりである。

なお、児童相談所において児童福祉施設に入所している子ども等に係る費用徴収等の事務を行う場合には、相談援助活動の円滑な実施に十分配慮する。

1. 総務部門の業務

- (1) 所属職員の人事及び給与に関すること
- (2) 公文書類の收受、発送及び保存に関すること
- (3) 公印の管守に関すること
- (4) 物品会計事務に関すること
- (5) 施設の維持管理に関すること
- (6) 全体的事業の企画、普及に関すること
- (7) 一時保護している子どもの所持品の引取り、保管及び処分に関すること
- (8) その他他部門に属しないこと

2. 相談・指導部門の業務

- (1) 相談の受付
- (2) 受理会議の実施とその結果の対応
- (3) 調査、社会診断及び指導
- (4) 相談業務全般についての連絡調整
- (5) 管轄区域における子どもや家庭が抱える問題の把握及び予防的活動
- (6) 一時保護手続
- (7) 里親等へ委託し、又は児童福祉施設等に措置した後の家庭指導等
- (8) 相談業務の企画に関すること
- (9) 関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行うこと

3. 判定・指導部門の業務

- (1) 調査・社会診断、医学診断、心理診断等及び指導
- (2) 判定会議の実施とその結果の対応
- (3) 判定に基づく援助指針（援助方針）の立案
- (4) 一時保護している子どもの健康管理の援助
- (5) 療育手帳、各種証明書等
- (6) 関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行うこと

4. 措置部門の業務

- (1) 援助方針会議の実施とその結果の対応
- (2) 児童福祉審議会への意見聴取に関する事務
- (3) 措置事務、措置中の状況把握
- (4) 障害児入所施設利用給付決定に関する事務
- (5) 児童記録票及び関係書類の整理保管
- (6) 児童相談所業務統計

5. 一時保護部門の業務

- (1) 都道府県等が設置する一時保護施設（以下「一時保護所」という。）で行う一時保護の実施
- (2) 一時保護している子どもの保護、生活指導、行動観察及び行動診断
- (3) 観察会議の実施とその結果の対応
- (4) 一時保護している子どもの健康管理

第3節 職員構成

1. 規模別職員構成の標準

第1章に述べられている諸般の業務遂行のため、所長、次長（A級の場合）及び各部門の長のほか、次の職員を置くことを標準とする。

B級—指導及び教育を行う児童福祉司（以下「児童福祉司スーパーバイザー」という。）、児童福祉司、相談員、医師（精神科を専門とする医師（以下「精神科医」という。嘱託も可。）、小児科を専門とする医師（以下「小児科医」という。嘱託も可。））又は保健師、指導及び教育を行う児童心理司（以下「児童心理司スーパーバイザー」という。）、児童心理司、心理療法担当職員、弁護士（「これに準ずる措置」も可。）、その他必要とする職員

A級—B級に定める職員のほか理学療法士等（言語治療担当職員を含む。）、臨床検査技師

2. 留意事項

- (1) 配置される職員数については、地域の実情、各児童相談所の規模等に応じて適正と認められる人員とする。
- (2) 法第13条第5項に基づき、児童福祉司スーパーバイザーは、児童福祉司及びその他

相談担当職員の職務遂行能力の向上を目的として指導及び教育に当たる児童福祉司であり、児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者でなければならない。なお、令第3条第2項において、児童福祉司スーパーバイザーの配置基準は児童福祉司5人につき1人（児童福祉司の数を6で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。））とし、これを参酌して定めるものとする。

- (3) 児童福祉司については、各児童相談所の管轄区域の人口4万人に1人以上配置することを基本とし、人口1人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均より多い場合には、上乘せを行うこととする。

具体的には、令第3条及び則第5条の2の2に基づき、以下の①及び②を合計した数を標準とする。ただし、地域の実情を考慮して必要に応じ、この標準を超えて配置することが望ましく、任用にあたっては、ソーシャルワーカーとしての専門性を備える人材を登用すること。

- ① 各児童相談所の管轄区域の人口（公表された最近の国勢調査の結果によるもの）を4万で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）
- ② 各児童相談所の管轄区域の人口1人当たりの児童虐待相談対応件数（公表された最近の福祉行政報告例に基づく当該児童相談所での児童虐待相談対応件数の結果を管轄区域の人口で除したもの）が全国平均値0.001（全国の「児童相談所における児童虐待相談対応件数」を全国の人口で除して得たもの）より多い場合には、当該児童相談所における児童虐待相談対応件数から、当該児童相談所の管轄区域の人口に0.001を乗じて得た件数を控除し、その得た件数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）

- (4) 児童福祉司と児童心理司がチームを組んで対応できる体制が望ましい。
- (5) 児童心理司スーパーバイザーは、児童心理司及び心理療法担当職員の職務遂行能力の向上を目的として指導及び教育に当たる児童心理司であり、心理判定及び心理療法並びにカウンセリングを少なくとも10年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有している者でなければならない。
- (6) 児童心理司（心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員）は、児童福祉司2人につき1人以上配置することを標準とする。なお、地域の実情を考慮して必要に応じ、この標準を超えて配置することが望ましい。
- (7) 医師又は保健師（児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員）については、児童虐待、発達障害、非行など心身の発達等に課題を持つ子どもに対する医学的判断等から、子どもと保護者に対する心の治療に至る連続的な関わりが必要であることから、各児童相談所に1人以上配置すること。
- (8) 弁護士の配置に関する「これに準ずる措置」とは、弁護士の配置と実質的に同等で

あると客観的に認められる必要があり、例えば、都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等が考えられる。（単に法令事務の経験を有する行政職員等の配置は、「準ずる措置」には含まれない。）

- (9) 業務に支障がないときは、職務の共通するものについて、他の相談所等と兼務することも差し支えない。
- (10) 一時保護所関係職員は、家庭から離れた子ども達の不安な心情や行動に対して柔軟に対応できる人員を配置することとする。

第4節 各職員の職務内容

各職員的主要な職務内容はおおむね以下のとおりである。

1. 所長

- (1) 所長として法に定められている権限の行使
- (2) 法第32条等により都道府県知事等から委任された権限の行使
- (3) 各部門の業務の統轄
- (4) 児童相談所を代表しての対外活動

2. 次長

所長の職務の補佐

3. 総務部門の長

- (1) 庶務的事項の総括
- (2) 他部門との事務的連絡調整
- (3) 全体的事業の企画に係る連絡調整

4. 総務部門職員

第2節1(1)～(8)に掲げる業務

5. 相談・指導部門の長

- (1) 相談・指導部門の業務全般の総括
- (2) 受理会議の主宰
- (3) 児童福祉司スーパーバイザーの意見を参考としつつケースの進行管理を行うこと
- (4) 相談業務の企画に関すること

6. 判定・指導部門の長

- (1) 判定・指導部門の業務全般の総括
- (2) 判定・指導部門の職員に対する指導及び教育（スーパービジョン）を行うこと
- (3) 判定会議の主宰

7. 措置部門の長

- (1) 措置部門の業務全般の総括
- (2) 援助方針会議の主宰

8. 措置部門職員

第2節4(1)～(4)に掲げる業務

9. 一時保護部門の長

- (1) 一時保護部門の業務全般の総括
- (2) 一時保護部門の職員に対する指導及び教育（スーパービジョン）を行うこと
- (3) 観察会議の主宰

10. 児童福祉司スーパーバイザー

児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと

11. 児童福祉司

- (1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること
- (2) 必要な調査、社会診断を行うこと
- (3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと
- (4) 子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと

12. 受付相談員

- (1) 相談の受付に関すること
- (2) 受付面接と応急の援助に関すること
- (3) 受理会議に関すること

13. 相談員

- (1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること
- (2) 児童福祉司と協力し、調査、社会診断を行うこと
- (3) 子ども、保護者、関係者等に継続指導等措置によらない指導を行うこと

14. 電話相談員

電話相談業務に関すること

15. 24時間・365日体制対応協力員（児童虐待対応協力員）

児童福祉司等と協力して、夜間休日における児童家庭相談（特に児童虐待相談）への対応を行うこと

16. 医師（精神科医、小児科医）

- (1) 診察、医学的検査等による子どもの診断（虐待が子どもの心身に及ぼした影響に関する医学的判断）
- (2) 子ども、保護者等に対する医学的見地からの指示、指導
- (3) 医学的治療
- (4) 脳波測定、理学療法等の指示及び監督
- (5) 児童心理司、心理療法担当職員等が行う心理療法等への必要な指導
- (6) 一時保護している子どもの健康管理
- (7) 医療機関や保健機関との情報交換や連絡調整

17. 弁護士

法第 28 条の措置、親権喪失又は停止の審判や法第 33 条第 5 項の引き続いての一時保護の承認の申立て等の手続や、法的知識を前提に当該措置等に反対している保護者に説明を行うなど、法的知識を要する業務を行うこと

18. 児童心理司スーパーバイザー

児童心理司及び心理療法担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと

19. 児童心理司

(1) 子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断を行うこと

(2) 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと

20. 心理療法担当職員

子ども、保護者等に対し、心理療法、カウンセリング等の指導を行うこと

21. 保健師

(1) 公衆衛生及び予防医学的知識の普及

(2) 育児相談、1歳6か月児及び3歳児の精神発達面における精密健康診査における保健指導等、障害児や虐待を受けた子ども及びその家族等に対する在宅支援

(3) 子どもの健康・発達面に関するアセスメントとケア及び一時保護している子どもの健康管理

(4) 市町村保健センター、子育て世代包括支援センターや医療機関との情報交換や連絡調整及び関係機関との協働による子どもや家族への支援

22. 理学療法士等（言語治療担当職員を含む。）

理学療法、作業療法、言語治療を行うこと

23. 臨床検査技師

脳波測定等の検査を行うこと

24. 児童指導員及び保育士

(1) 一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等一時保護業務全般に関すること

(2) 児童福祉司や児童心理司等と連携して子どもや保護者等への指導を行うこと

25. 一時保護対応協力員

児童指導員や保育士及び心理療法担当職員等と協力して子どもや保護者等への指導、支援を行うこと

26. 看護師

(1) 一時保護している子どもの健康管理

(2) 精神科医及び小児科医の診察等に係る補助的業務

27. 栄養士

- (1) 栄養指導
- (2) 栄養管理及び衛生管理
- (3) 一時保護している子どもの給食の献立の作成

28. 調理員

一時保護している子どもの給食業務

第5節 職員の資格、研修等

1. 職員の資格

(1) 児童相談所の職員の資格については、法第12条の3及び第13条並びに則第2条及び第6条によるほかそれぞれの専門職種の資格法による。

(2) 児童福祉司の任用資格については、専門性の確保・向上を図りつつ、人材登用の幅を広げる観点から、平成16年児童福祉法改正法により平成17年4月から、

① 現行制度の下で任用が認められている大学において社会学、心理学又は教育学を専修する学科等を修めて卒業した者について、新たに福祉に関する相談業務に従事した一定の経験を求めるとともに、

② 一定の実務経験などを前提としつつ、保健師や保育士といった幅広い人材の登用を新たに認めることとされた。

さらに、平成28年児童福祉法等改正法により、社会福祉主事から任用する場合については、厚生労働大臣が定める講習会（以下「任用前講習会」という。）の課程を修了することが要件とされた。（法第13条第3項第5号、平成29年厚生労働省告示第130号）

(3) 児童心理司は法第12条の3第6項第1号に定める「第2項第1号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第2号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者」であることが必要である。ここでいう「これに準ずる資格を有する者」には、以下の者が含まれること。

① 公認心理師法（平成27年法律第68号）に規定する公認心理師となる資格を有する者

② 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

③ 学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

④ 外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

(4) 心理療法担当職員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省

令第 63 号。以下「設備運営基準」という。) 第 73 条第 3 項に定める「心理療法担当職員」と同様の資格を有する者であることが必要である。

2. 職員の研修等

- (1) 所長は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。(法第 12 条の 3 第 3 項、平成 17 年厚生労働省告示第 43 号)
- (2) 児童福祉司は厚生労働大臣が定める基準に適合する研修(以下「任用後研修」という。)を受けなければならない。また、児童福祉司スーパーバイザーについては、指導及び教育(スーパービジョン)に必要な知識・技術の修得のためにスーパーバイザー研修を受講するものとする。(法第 13 条第 8 項、平成 29 年厚生労働省告示第 131 号)
- (3) 各部門の長は各部門の職員に対し指導及び教育(スーパービジョン)のできる者であることが適当であり、判定・指導部門の長については、医師、児童福祉司、児童心理司等専門技術を有する者であることが必要である。さらに、指導及び教育(スーパービジョン)に必要な知識・技術の修得のためにスーパーバイザー研修を受講することが望ましい。
- (4) 児童心理司の指導及び教育を行う児童心理司(スーパーバイザー)は、指導及び教育(スーパービジョン)に必要な知識・技術の修得のためにスーパーバイザー研修を受講することが望ましい。
- (5) 各職員は内部の職員又は外部の専門家による指導及び教育(スーパービジョン)を受ける機会を積極的に活用し、また相互の指導及び教育(スーパービジョン)、密接な連携・協力により、資質向上に努める。
- (6) 児童相談所は、都道府県等の児童福祉主管課と連携しながら、職員に対する研修の実施、充実に努める。研修の企画に当たっては、職種別の研修や実務経験に応じた研修等、体系的な研修に努める。
- (7) 職員は内部の研修のほか、各種研修会・研究会・学会等への積極的参加、施設等における研修等により、新しい援助技法の獲得等に努める。
- (8) なお、任用前講習会、任用後研修及びスーパーバイザー研修の受講により到達しなければならない目標は参考 1、2 及び 3 のとおりである。

3. 職員の専門性

児童福祉に関する相談業務に携わる職員には、子どもの健全育成、子どもの権利擁護をその役割として、要保護児童やその保護者などに対して、援助に必要な専門的知識、技術、態度をもって対応し、一定の効果を上げることが期待されている。そのためには、自らの職責の重大性を常に意識するとともに、子ども家庭ソーシャルワーク(ケアワーク、ソーシャルアクション等)として子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができるよう、次のような専門性を獲得するよう努めなければならない。

特に、所長は、子どもの権利を守る最後の砦として一時保護や親子分離といった強力な行政権限が与えられた行政機関である児童相談所の責任者であり、その判断は、これを誤れば、子どもの命が奪われることにもつながりかねない極めて重大なものである。所長は、こうした極めて重大な権限行使の最終的判断を担うという職責の重大性を常に意識し、業務に従事することが必要である。

なお、児童福祉司等に必要な専門性については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成 29 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 16 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙参照のこと。

(1) 知識

- ・ 児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）、社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む。）の制度など児童福祉に関する法令・制度に関するもの
- ・ 児童相談所の業務、法的権限（児童福祉法第 28 条に基づく措置、一時保護など）や関係機関の役割・機能などソーシャルワークに関するもの
- ・ 子どもの成長・発達状況、子ども及び保護者の精神疾患や発達障害等の精神症状並びに行動特性、児童虐待のリスク因子や系統的な知識など子どもや保護者の特性を踏まえたアセスメントに関するもの

(2) 技術

- ・ 児童福祉法等の関係法令に基づく行政処分、個人情報管理その他法令に基づく行為を適正な手続を踏まえて行うこと
- ・ 関係機関及び社会的養護関係者と適切に連携した子どもや家庭への支援の計画・実行や支援の継続的マネジメント、社会資源の開発と活用などのソーシャルワークを行うこと
- ・ 子どもの年齢や発達状況、虐待や非行などの相談背景、親子関係・家族関係・地域との関係などの子どもを取り巻く状況に応じた聞き取りや見立てを行い、必要に応じて適切に介入・支援を行うこと

(3) 態度

- ・ 相談者や子どもに安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いを意識し、今後に向けての不安を解消できるよう、丁寧に説明することを心がける
- ・ 子どもの権利や生命を守るため、子どもの安心・安全のために何をすべきかを常に考え、支援に当たっては子ども最善の利益を優先して考慮する
- ・ 対人関係のパターン、コミュニケーション上の自己覚知、必要な知識や技能の習得に努めるなど自己研鑽する姿勢を持つ

第 3 章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務

第 1 節 相談援助活動の原則

児童相談所における相談援助活動の展開は第1章第2節図-1に示すとおりである。
この中で特に留意すべき原則は以下のとおりである。

- (1) 児童相談所の職員が受け付けた相談は、すべて児童相談所の責任において対応すべき相談である。そのため、巡回相談、電話相談等において1回限りで終了した相談についても、児童相談所全体でその妥当性について確認する。
- (2) 児童相談所の専門性は職員の協議により維持されるところが大きく、このためにも受理会議、判定会議、援助方針会議等の各会議の位置付けを明確にする。
- (3) 相談援助活動は複数の職員によって構成されるチームによって行われるのが原則であるが、その際、相談援助活動に中心となって関わる担当者を決定しておく。
- (4) 問題の内容、性格によっては里親等、施設関係者や関係機関の担当者、保護者等も含めた調整を柔軟に行っていく。
- (5) 虐待などに対する相談援助活動については、幅広い関係機関の参画と相互の連携が重要であり、日頃から関係機関間との意思疎通を十分に図っておく。
- (6) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たり、まずは家庭復帰に向けた努力を最大限に行う必要があり、それが困難と判断された場合は、親族・知人による養育（親族里親、養育里親や養子縁組）を検討し、さらには特別養子縁組を検討し、これらが子どもにとって適当でないと判断された場合には、里親等への委託や児童福祉施設等への措置を検討すること。
- (7) 里親等への委託又は児童福祉施設等への措置を行った場合においても、家庭復帰を見据えた親子関係再構築支援のため、市町村など地域の関係機関との連携や人材育成に協力するなどの体制強化を図ること。あわせて管外の児童相談所や民間養子縁組機関との連携を含め、養親の確保などに継続的に取り組むこと。

第2節 相談の受付と受理会議

1. 相談の受付

児童相談所が受け付ける相談は次の5つに大別される。

- (1) 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するもの（法第12条）

ただし、子ども本人やその家族など一般の相談者が、自らの相談が専門的な知識及び技術を要するものであるか否かを判断することは通常困難であり、児童相談所においては、相談の受付自体は幅広く行うこととしつつ、その内容に応じて、市町村等の関係機関中心の対応とする、あるいは自らが中心となって対応することとなる。

また、こうした子どもに関する家庭その他からの相談については、市町村が家庭その他から受け付ける相談のうち専門的技術及び知識を要するものについて、児童相談所の技術的援助や助言を求める場合を含む。
- (2) 要保護児童を発見した者からの通告又は児童委員を介しての通告（法第25条第1項）

- (3) 法第 27 条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者についての市町村及び都道府県の設置する福祉事務所の長からの送致（法第 25 条の 7、第 25 条の 8）
- (4) 警察官からの送致（少年法第 6 条の 6）
- (5) 家庭裁判所からの送致等（少年法第 18 条、第 23 条、第 24 条）
- (6) その他関係機関からの援助依頼、調査依頼、照会、届出等

2. 相談の種類、受付経路

児童相談所で受け付ける相談の種類は表 2 に示すとおりであり、狭義の要保護児童問題のみでなく、子どもに関する各種の相談を幅広く受け付けることとされている。しかし、相談の内容によっては、他の適当な機関をあっせんするか、主たる対応を関係機関に委ねながら相互に連携しながら援助を行うことが必要な場合もあることに留意する。特に平成 16 年児童福祉法改正法により、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として法律上明確にされるとともに、都道府県等（児童相談所）の役割が専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化されたことを踏まえ、市町村と緊密な連携を図る。なお、相談を受け付ける経路については表 3 のとおりである。

3. 年齢要件

児童相談所が対象とする子どもは 18 歳未満の者であるが、次の場合に限り例外規定が設けられている。

(1) 少年法との関係に由来するもの

罪を犯した満 14 歳以上の子どもの通告（家庭裁判所が通告の受理機関となる。）（法第 25 条第 1 項）

(2) 18 歳以上の未成年者に係るもの

- ① 里親等に委託されている子どもの委託の継続及び児童福祉施設等に入所等している子どもの在所期間の延長（法第 31 条）
- ② 18 歳に達するまでに法第 33 条第 1 項及び第 2 項の規定により一時保護（一時保護委託を含む。）が行われた子どもの保護期間の延長（法第 33 条第 6 項及び第 7 項）
- ③ 18 歳に達するまでにされた措置に関する承認の申立てに対する審判が確定していない場合又は当該申立てに対する承認の審判がなされた後において施設入所等の措置が採られていない場合の一時保護（法第 33 条第 8 項及び第 9 項）
- ④ 18 歳以上の未成年者について児童相談所長が行う親権喪失等の審判の請求及びこれらの審判の取消しの請求並びに未成年後見人の選任及び解任の請求（法第 33 条の 7 から法第 33 条の 9 まで）
- ⑤ 里親等委託中の 18 歳以上の未成年者で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対する親権代行（法第 47 条第 2 項）
- ⑥ 義務教育を終了した子ども又は子ども以外の満 20 歳に満たない者の児童自立生活

援助の実施（法第 33 条の 6 第 1 項）

4. 妊婦からの相談への対応

妊婦からの相談については、相談の趣旨を十分受け止めた上で、保健所、市町村保健センターや子育て世代包括支援センターとの十分な連携の下、必要に応じ、医療機関、福祉事務所等適切な機関にあっせんするとともに、出生後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・援助の実施に努めること。

さらに、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）の場合には、市町村と連携して、要保護児童対策地域協議会等を活用し、出産後の養育状況についてアセスメントを行い、対応について検討することが必要である。検討の結果に応じて児童相談所が相談を受け付け、乳児院への入所、里親委託、特別養子縁組等の社会的養護関連の制度について妊婦等に情報提供する等、必要な対応を行う。

5. 管轄

児童相談所は則第 5 条の 2 に基づき、管轄区域を有しているが、個々の事例の具体的管轄の決定については、以下のことに留意するとともに、子どもの福祉を図るという観点から個々の事例に即した適切な判断を行う。

- (1) 相談援助活動は、子どもの保護者（親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者）の居住地を管轄する児童相談所が原則として行う（居住地主義）。なお、居住地とは、人の客観的な居住事実の継続性又はその期待性が備わっている場所をいい、住民票記載の「住所」や民法（明治 29 年法律第 89 号）の「住所」又は「居所」と必ずしも一致しない。
- (2) 保護者の居住地が不明な棄児、迷子等は、その子どもの現在地を管轄する児童相談所が受け付ける。両親等保護者が明らかになった場合には、前記居住地主義に則して管轄を決定する。
- (3) 警察からの通告及び送致等は、子どもの保護者の居住地にかかわらずその子どもの現在地を管轄する児童相談所に行われるので、これを受け付けた児童相談所にあつては受け付け後、子どもの状況や家庭環境等について調査、判定を行い、関係児童相談所への移管の適否や移管の方法等について決定する。特に、保護者からの虐待により家出した場合等にあつては、身柄付きで移管を行うなど、子どもの福祉を最優先した判断を行う。
- (4) 子どもの居住地と保護者の居住地とが異なる場合は、その子どもの福祉及び児童相談所利用の利便等の事情を考慮し、関係児童相談所と協議の上、事例を管轄する児童相談所を決定する。
- (5) 里親等に委託している場合及び児童福祉施設、指定発達支援医療機関に入所等している場合には、保護者の住所の変更に伴う移管は、子どもの福祉にとって必要と認められる場合においては、保護者の転居先を管轄する児童相談所等と十分協議し、事例

を管轄する児童相談所を決定する。

- (6) 電話による相談は、原則として子どもや保護者等の居住地を問わず、当該相談を受け付けた児童相談所において行い、必要に応じ管轄児童相談所にあっせんする。
- (7) 法第 33 条に規定する一時保護は、子どもの福祉の観点から保護者の居住地にかかわらずその子どもの現在地において行うことができる。しかし、一時保護を行った後にその子どもの居住地が当該児童相談所の管轄区域外であることが判明した場合には、速やかにその子どもの居住地を管轄する児童相談所に移管する。ただし、移管に際しては、事前に移管する児童相談所と移管先の児童相談所が十分に協議する。
- (8) 相談の内容等から、他の児童相談所の専門職員が担当することが適当と判断された場合等においては、当該児童相談所と協議の上、当該児童相談所に指導を依頼することができる。

6. 他の児童相談所へのケース移管及び情報提供

支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、法第 25 条等に基づき、転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うなど、転出先の児童相談所と十分に連携を図ることが必要である。

具体的には、全国児童相談所長会において、被虐待等のケースを対象とした「被虐待児童の転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供に関する申し合わせ（平成 19 年 7 月 12 日付け 19 全児相第 7 号）」を策定し、運用しているところであり、この申し合わせも踏まえ、以下のとおり対応する。

(1) 転居に伴うケース移管及び情報提供

ア ケース移管

ケース移管とは、居住地を管轄する児童相談所が援助を実施している間に、ケースが当該児童相談所の管轄区域外に転居した場合、援助方針が決定していない「継続調査」中のケースや「児童福祉司指導」及び「継続指導」中のケースに関する児童相談所間の公式な引継事務のことである。

ケース移管は、移管元の児童相談所において継続調査、児童福祉司指導及び継続指導が行われているケース全てを対象とする。移管に当たっては、移管先の児童相談所が速やかに子どもの安全確保を行うことを念頭に迅速かつ適切に行うこと。

(ア) 移管の事前協議

移管を行う場合、移管元の児童相談所は援助方針会議等で、組織として方針を確認し、速やかに移管先の児童相談所と事前協議を行うこと。

(イ) 移管の期限

速やかに地域関係機関のネットワークによる援助体制を確保し、援助の隙間が生じないようにするため、転居が確認された時から遅くとも 1 ヶ月以内にケース移管を

完了すること。

この場合において、移管元の児童相談所は市町村等と連携して速やかに転居の事実を把握するとともに、確認後は移管先の児童相談所へ連絡すること。移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導及び継続指導を解除しないことを原則とするとともに、移管先の児童相談所は、援助が途切れることがないよう、速やかに移管元の児童相談所が行っていた援助方針を継続すること。

(ウ) 移管後の援助方針

ケース移管後の当面の援助方針は、児童相談所間の認識の差をなくす観点から、移管先の児童相談所は、移管手続き完了後、少なくとも1ヶ月間は移管元の児童相談所の援助方針を継続すること。1ヶ月を経た時点で、移管先の児童相談所は新たな環境下の家族状況等をアセスメントし、援助方針を継続するか否かを判断すること。

(エ) 移管の取扱い

移管を受けた児童相談所は、児童福祉法第25条第1項の「通告」に代わるものとして取り扱うこと。

イ 情報提供

情報提供とは、当該児童相談所の援助により状況の改善が図られ終結したが、ケースが管轄区域外に転居したことに伴い、今後虐待が再発する可能性等から転居先の児童相談所への情報の引き継ぎを行うことである。

(ア) 情報提供の事前協議

情報提供を行う場合は、援助方針会議等で方針を確認した後、速やかに移管先の児童相談所と事前協議を行うこと。

(イ) 情報提供を行う児童相談所の留意点

情報提供する場合には、なぜ移管ではなく、情報提供として申し送るのかについて、過去の情報だけでなく、直近の家族状況等の情報も含めた資料を作成する。

(ウ) 情報提供を受ける児童相談所の留意点

情報提供を受け付けた場合、当該家庭についての相談・通告等があった場合に、直ちに情報提供書類等を活用できるように情報管理を行うこと。

また、受け付ける際には必ず「緊急受理会議」を開催し、情報提供の内容から「通告」として取り扱う必要があるかどうかを組織的に協議し、判断すること。

(2) 移管及び情報提供の判断の目安

移管元の児童相談所は、「子ども虐待対応の手引き」第5章の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」（以下「アセスメントシート」という。）等により緊急性の判断を行うこと。

次に、その判断の結果を事案の具体的な経緯や状況がわかるよう、ケースに関する資料とともに、書面等により移管先の児童相談所へ伝えること。

具体的な引継ぎ方法等については、アセスメントシートの基準に準拠した緊急性の

判断の結果に応じて、以下のように実施すること。

ア アセスメントシートの①から⑤までのいずれかに該当する場合

①から⑤までのいずれかに該当する場合は、緊急性が高いことから移管元の児童相談所職員が原則直接出向いて事前説明・協議を行い、双方の児童相談所職員が当該家庭に同行訪問を実施することや移管元の児童相談所職員が移管先での要保護児童対策地域協議会の個別支援会議へ出席することなどの方法により、対面により引継ぎを行うこと。移管元の児童相談所が移管先の児童相談所へ出向く前にも、移管先の児童相談所が速やかに子どもの安全確認を行うことができるよう、移管元及び移管先の双方の児童相談所は電話や文書等により、迅速に必要な引継ぎを行うこと。

イ アセスメントシートの⑥又は⑦に該当する場合

⑥又は⑦に該当する場合は、虐待が潜在化している可能性があり、文書による移管を行うこととする。移管元の児童相談所が必要と認める場合には、アに記載した引継ぎに準じて行うこととする。引継ぎは迅速に行うこととし、引継ぎの方法については、移管元の児童相談所は、移管先の児童相談所の意向も踏まえて、可能な限り丁寧な引継ぎを行うこと。

ウ アセスメントシートの⑧に該当する場合

⑧に該当する場合は、虐待予防のために、必要に応じて当該家族への援助につなげるように文書により「情報提供」を行う。ただし、転居先の住所地を管轄する児童相談所の直接的な援助が必要な場合には「移管」としての手続きを行うこと。

アセスメントシートに準拠した「移管」「情報提供」の判断は目安であり、移管元の児童相談所は、「移管」とするか、「情報提供」とするかについて、個援助経過等の実態を踏まえて判断すること。

(3) 一時帰宅等の取扱い

施設入所措置等継続中のケースで他の自治体にまたがる一時帰宅、家庭引き取り(以下「一時帰宅等」という。)における調査依頼等については以下のとおり対応する。

他の自治体への一時帰宅等が行われる場合に、虐待の再発を防止するために、双方の児童相談所が事前協議を行い、相互に協力し合うことを確認し、文書での調査依頼や同行訪問依頼を行う。調査依頼においては、帰宅先を管轄する児童相談所が調査に入ることを、依頼を行う児童相談所は必ず保護者に伝えて了承を得る。

なお、依頼を行う児童相談所は、家庭引き取りの方針決定にあたり転居先の児童相談所の意見を求めること。

(4) ケース移管及び情報提供の実施に伴う個人情報の取り扱い

平成16年の児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律により、国及び地方公共団体の責務として、「関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化」が法律上明記されたところである。

この関係機関による連携には、子どもの転居時における自治体相互間の連携も含ま

れ、児童相談所相互間の連携も求められているところである。

さらに、こうした転居事例への対応も踏まえ、平成 19 年の児童虐待防止法の改正により、第 13 条の 4 において、地方公共団体の機関は、他の児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る子ども等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないものとされている。

以上のように、児童相談所間の個人情報の取り扱いについては法令に基づく行為であり、児童福祉法第 61 条にいう「正当な理由」に該当するため、守秘義務違反とはならない。

なお、移管元児童相談所は「移管」や「情報提供」にあたり、移管先児童相談所が、今後継続的に関わることを保護者に伝えて、相談関係が継続できるようにすることが重要である。

7. 転出先が不明な場合の対応

支援を行っている家庭が、転出先等を告げずに転出した場合には、迅速な情報交換が必要になることから、次により対応する。

- ① 中央児童相談所以外の児童相談所が担当する事例の場合は、中央児童相談所に連絡する。
- ② 中央児童相談所は、全国の中央児童相談所に対して通告を行う。
- ③ 通告を受けた中央児童相談所は、他の児童相談所に通告を行う。
- ④ 児童相談所においては、管内の市町村に対して通告を行い、子どもの発見に努める。
- ⑤ この場合の通告内容は、要保護児童本人の氏名、性別、年齢、学年、転出時期、事例担当児童相談所名とする。
- ⑥ 全国の児童相談所間の通告については、全国児童相談所長会において取り決められた「児童虐待における他県児童相談所との連携について」（平成 11 年 10 月 15 日付け全国児童相談所長会 11 全児相第 11 号）を参考とされたい。
- ⑦ 子どもを発見した児童相談所は、事例を担当していた児童相談所と連携を図り、円滑な移管を行う。

8. 子どもの所在が把握できない場合の対応

市町村の情報収集により子どもの居住実態が把握できない場合には、市町村の求めに応じて児童相談所が対応する。この場合、児童相談所は出頭要求や臨検・搜索等の活用を含め、子どもの安全確認・安全確保のための対応を行う。また、必要に応じて他の児童相談所と連携を図り所在の確認に努める。

情報収集や児童相談所の対応の状況から必要があると認められる場合には、児童相談

所から所在不明の子どもの行方不明者届を提出することについて警察に相談する。

9. 相談受付の形態

相談の受付には以下の形態がある。

(1) 来所によるもの

- ① 児童相談所に直接来所するもの
- ② 巡回相談、出張相談等の会場に来所するもの
- ③ 身柄を伴う通告・送致（迷子、家出した子ども、触法児童等警察や関係者等が子どもを連れて通告・送致してくるもの）

(2) 電話によるもの

- ① 相談
- ② 通告
- ③ 照会

(3) 文書によるもの

- ① 通告書
- ② 送致書等
- ③ 意見書、届出書、援助・調査依頼書等

(4) その他

10. 相談受付の方法

相談の受付時は子どもや保護者等にとって危機的な状況である場合もあり、この間の相談受付の方法がその後の経過に大きな影響を与えることになる。したがって、子どもや保護者の気持ちを和らげ、秘密は守る旨話す等受容的かつ慎重に対応する。妊娠等について悩みを抱える相談者からの相談等で、相談者が匿名を希望した場合であっても、相談に十分応じ、初回相談では詳細な情報が得られなかったとしても、次回の相談に繋がるよう上記のような丁寧な対応を心掛ける。

なお、児童虐待防止法第6条で、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならないこととされている。

虐待に関する通告は、必ずしも通告という形でもたらされるとは限らず相談・情報提供等の形態でもたらされることも多いことから、外部からの個人を特定できる虐待に関する情報（要保護児童対策地域協議会等の事例検討の場において協議された事例であつて、市町村が送致を要しないものとして対応しているケースに係るものを除く。）については、すべて虐待通告として、虐待相談・通告受付票（虐待対応の手引き：第3章、表3-1を参照）を起こし、緊急受理会議を開き、対応を組織的に協議すること。

市町村、福祉事務所及び児童相談所は、相互に緊密に連携し、夜間、休日等であっても通告を受けて適切な対応が採れるよう所要の体制を整備することが必要である。

このため、児童相談所においては、当直体制の整備など自らが通告を受けて適切な対

応が取れるような体制の確保に努めるほか、児童相談所が市町村や福祉事務所とは異なり、立入調査や一時保護等の権限の行使を認められた児童福祉の専門機関であることも踏まえ、夜間、休日等の執務時間外の市町村等からの送致や相談に適切に対応することが必要である。

また、守秘義務にかかわること（児童虐待防止法第6条第3項、第7条）や調査項目、速やかな安全確認（児童虐待防止法第8条）等について所内で意思統一を図っておく必要がある。

なお、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第5条において行政機関は「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」とされているところ、相談の受付に関しては、障害者（児）の方が通告・相談を行うことができるよう必要な措置を講ずること。

(1) 直接来所の場合

ア 対応する職員

- (ア) 原則として受付相談員が対応すること
- (イ) 受付相談員は相談受付の重要性に鑑み、経験豊かな者を充てること
- (ロ) 受付相談員不在時等の場合においては、他の相談員、児童福祉司、児童心理司等が対応すること

イ 受付面接の目的

受付面接は、子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益を確保する観点から、子どもや保護者等の相談の内容を理解し、児童相談所に何を期待し、また、児童相談所は何ができるかを判断するために行われるものである。

ウ 受付面接の内容

受付面接は以下の事項について行う。

- (ア) 児童記録票に記載する基本的事項の把握
- (イ) 主訴、問題の内容、生育歴、生活歴、現在の状況等の把握
- (ロ) 受付面接時の子どもや保護者等の様子の把握
- (エ) 緊急対応の必要性の判断と対応
- (オ) 児童相談所についての説明、今後の相談援助方法についての説明
- (カ) 他機関あっせんの必要性の判断及び対応

エ 受付面接時の留意事項

- (ア) 子どもや保護者等と児童相談所との相互信頼関係の樹立をめざすこと
- (イ) 事情聴取的な調査は避け、子どもや保護者等の自然な話の流れの中から必要な情報を把握すること
- (ロ) 虐待相談等緊急対応が必要な場合には、臨時に受理会議を開いて当面の援助を

検討すること

- (エ) 他機関へのあっせんが必要と認められる場合には、子どもや保護者等の意向を確認の上、電話であっせん先に連絡をとる等利用者の利便を十分図ること
- (オ) 相談の内容によっては児童福祉司、児童心理司が面接を引き継ぐ等柔軟な対応を行うこと

オ 受付面接後の対応

- (ア) 受付相談員は受付面接後、児童記録票に聴取した事項のほか、面接所見やその際行った助言等の内容を記入し受理会議に提出すること
- (イ) 受付面接のみで終了した事例についても受理会議に提出し、終了の是非及び援助の適否を確認すること

(2) 巡回相談等における受付の場合

巡回相談等の場で受け付けた相談においても、原則的には直接来所の場合と同様であるが、子どもや保護者等の利便を考慮し、柔軟に行う。

(3) 身柄を伴う通告・送致の場合

ア 一般的原則

身柄を伴う通告・送致の場合においても、原則的には直接来所の場合と同様であるが、この場合は、子どもの一時保護等緊急対応の必要性が高い場合が多いので、通告者等からの必要事項の聴取、子どもの面接等を行い、緊急の受理会議を開催し、当面の援助を決定する。その際保護者にも連絡する。

イ 棄児、迷子の受理

棄児については戸籍法（昭和22年法律第224号）上の手続きが行われているか否かを確認し、行われていない時は必ず手続きを行う。また、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき保護された迷子については、その手配が済んでいるか否かを確認する。（戸籍法第57条、警察官職務執行法第3条）

また、外国人である場合には、平成13年雇児総発第40号「国籍不明な養護児童等への適切な対応について」に基づき、国籍や滞在許可の有無等を確認し、国籍取得など必要な対応について検討する。

ウ 家庭裁判所からの身柄を伴う送致の受付

家庭裁判所から子どもの身柄とともに事件の送致を受けたときは、家庭裁判所の審判等の結果に基づき、その決定の範囲内で、家庭裁判所調査官等との協力を図りつつ、速やかに児童福祉法上の援助を行う。（少年法第18条、第24条第1項第2号）

エ 警察からの身柄を伴う通告への対応

警察が一時保護を要すると思料する要保護児童を発見し、児童相談所に通告した場合、児童相談所においては、夜間、休日等であっても原則として速やかに警察に赴いてその子どもの身柄の引継ぎを行うことが必要である。

ただし、児童相談所が遠隔地にある場合などやむを得ない事情により、児童相談所が直ちに引き取ることができないときには、警察に対して一時保護の委託を行うことも考えられる。

また、特に夜間において、児童相談所の職員だけでは対応が著しく困難な場合には、警察職員に一時保護所までの同行を依頼するといった対応が必要となることも考えられる。

児童相談所においては、こうした点も踏まえ、警察との日常的な協力関係を築くよう努めること。

オ 警察からの身柄を伴う送致への対応

警察官から少年法第6条の6第1項に基づき送致された子どもに関しては、事件の重大性等に鑑みて、警察と児童相談所が相互に協力して子どもの身柄の引継ぎを行うことが必要である。

児童相談所においては、必要に応じ子どもを一時保護するとともに緊急の受理会議を開催して今後の対応方針を決定すること。一時保護は、社会診断、心理診断等の必要な診断を行い、援助方針会議において家庭裁判所への送致の必要性の判断や援助方針を決定するまでの間、行うことが必要である。

(4) 電話による相談の場合

ア 電話による相談であっても基本的には直接来所の場合と同様である。

イ 電話による相談には電話相談専用電話にかかってくるものと、児童相談所にかかってくるものとの両方があるが、いずれの場合においても、子どもや保護者等の気持ちを受け止めた上で、必要な情報を聴取し適切な助言等を行い、継続的に児童相談所において相談援助活動を行う必要がある場合には、今後の相談援助方法についての説明を行う。

ウ 継続的な相談援助活動を行う必要がある場合に限らず、電話で相談が終結する場合においても、責任ある体制をとるために、原則として受理会議に提出し、児童記録票をおこす。

(5) 電話による通告の場合

ア 電話による通告については、緊急対応の必要性が高い場合が多いので、その際には緊急の受理会議を開催して当面の援助を決定する。なお、学校や保育所、医療機関など関係機関からの電話通告の場合には、後日通告書を送付してもらうこと。また、学校の教職員、保育所の職員、医師、保健師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者からの電話通告の場合には、これに準じた対応をとることが望ましい。

イ 虐待通告等の場合、通告者と虐待等を行っている者との関係等を踏まえ、守秘義務の遵守を含め情報源の秘匿等に十分配慮して対応する。

ウ 通告者の情報だけでは事実関係が不明確な場合、学校や保育所、児童委員、近隣

等、その子ども及び家庭の事情等に詳しいと考えられる関係者、関係機関と密接な連絡をとる等、迅速かつ的確な情報収集に努めることにより早期対応を図る。

(6) 電話による照会の場合

電話による照会、特にプライバシーに関する事項についての照会については、秘密保持の原則との関係から慎重に対応する。緊急な回答が必要な場合以外は文書によることを原則とする。

(7) 通告書による場合

ア 警察からの法第 25 条による通告は、原則として文書によって行われる。この通告は子どもの保護者の居住地にかかわらず、その子どもの所在地を管轄する児童相談所に対してなされるので、前記 4（管轄）を参照すること。

イ 通告書に子どもの所持物が添付されている場合は、法第 33 条の 2 の規定に基づき保管等を行う。

ウ 通告書は受理会議において検討する。なお、通告を受けた子どもに必要な援助が行われたときは、その結果を通告者に連絡することが望ましい。

(8) 送致書等による場合

ア 市町村、都道府県の設置する福祉事務所の長又は家庭裁判所から送致を受けたときは、受理会議において検討後一般の事例に準じて行う。

イ 児童虐待防止法第 8 条第 1 項第 2 号による通知を受けた場合は、援助方針会議を開催し、現在の援助方針の再検討を行い、迅速に対応する。

ウ 警察官から少年法第 6 条の 6 第 1 項に基づく事例に関して送致を受けたときは、緊急に受理会議を開催して対応方針を決め、迅速に対応する。

エ 家庭裁判所から送致を受けたときは、家庭裁判所の審判等の結果に基づき、その決定の範囲内で、速やかに児童福祉法上の援助を行う。

(9) 意見書、届出書等による場合

通告書、送致書のほか児童相談所が文書により受け付けるものには以下のようなものがあるが、いずれの場合も受付後、原則として受理会議において検討を行い、一般の事例に準じて行い、又は各事業の実施方法に従う。

- ① 里親等、児童福祉施設の長又は指定発達支援医療機関の長からの措置の解除、停止、変更、在所期間の延長に関する意見書
- ② 里親等、児童福祉施設の長又は指定発達支援医療機関の長からの養育状況報告
- ③ 療育手帳交付申請書
- ④ 特別児童扶養手当認定診断書
- ⑤ 同居児童届出書

(なお養子縁組を申し立てている場合や同居関係に疑いのある事例については、児童相談所への通告が適切に行われるよう都道府県等及び市町村児童福祉主管課と連携を保っておく。)

- ⑥ 家庭裁判所からの援助・協力依頼、特別養子縁組事案等に対する調査嘱託（少年法第16条、家事事件手続法第62条）
- ⑦ 他の児童相談所からの調査依頼、照会
- ⑧ 1歳6か月児及び3歳児精神発達精密健康診査受診票
- ⑨ その他各種証明書送付依頼等

11. 受理会議

(1) 受理会議の目的

受理会議の目的は以下のとおりである。

児童相談所で受け付けた事例について協議し、主たる担当者、調査及び診断の方針、安全確認（児童虐待防止法第8条）の時期や方法、一時保護の要否等を検討するとともに、既にとられた対応の適否や調査・診断中の事例の結果を報告、再検討し、子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益を確保する観点から最も適切で効果的な相談援助方法を検討することである。

なお、来談者の相談内容（主訴）と児童相談所が援助の対象とすべきと考える問題が異なる場合もあるので、受理会議ではこれらについても十分検討を行う。

(2) 受理会議の方法

- ア 原則として週1回定例の会議を開催する。このほか虐待通告があった場合等の緊急に受理会議を開催する必要がある場合には随時開催する。
- イ 相談・指導部門の長が主宰し、児童相談所長、各部門の長及び受付相談員等が参加する。緊急に受理会議を開催する場合には柔軟に対応する。
- ウ 提出する事例は児童相談所でその週に受け付けた全事例、調査・診断の結果報告、再検討を要する事例等である。
- エ 事例の中には比較的軽易な検討ですむものから十分な協議を必要とするものまで含まれているので、柔軟な会議運営を心がける。
- オ 会議の経過及び結果は受理会議録に記載し、保存する。
- カ 会議の結果に基づき、当面の方針や主たる担当者、調査及び診断の方針、一時保護の要否等を決定する。
- キ 受理した事例の進行状況の把握・管理のため所長が決裁する。

12. 児童記録票の作成

- (1) 児童記録票は、世帯ごとではなく相談を受理した子どもごとに作成する。妊婦からの相談についても、特定妊婦の場合には、受理した段階で妊婦名等により児童記録票を作成し、妊婦自身等に関する記録を残した上、子どもが出生した段階で児童記録票を子ども名に変更して、子どもについての記録を加えることとし、一貫した指導・援助の経過を残す。また、子どもの知る権利の保障の観点から、社会的養護事例など、将来子どもが生い立ちの整理などをするために必要な情報についても記録する。
- (2) 受理会議終了後、児童記録票の番号を確定する。再相談の場合は、これまでの児童

記録票が再びおこされることになる。

- (3) 児童記録票その他子どもに関連した書類は一括してケースファイルに収録し、「児童記録票綴」とする。これは秘密保持の原則（法第 61 条）に基づき、厳重な管理を要するものである。

なお、情報通信技術（IT）の導入により、ケースファイル等の電子化を行うなど事務の効率化を図ることも必要である。

- (4) 児童記録票の保存期間

児童記録票の保存期間については以下のとおりとする。ただし、養子縁組が成立した事例（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号。以下「民間養子縁組あっせん法」という。）第 19 条第 1 項の規定により民間あっせん機関から帳簿を引き継いだもの並びに同法第 32 条第 1 項及び第 2 項の規定により報告を受けたものを児童相談所で保存する場合を含む。）は永年で保存するとともに、棄児・置き去り児の事例で下記の措置を解除した場合など、将来的に児童記録票の活用が予想される場合は長期保存とする。

- ① 法第 27 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 2 項の措置（これらの措置とみなされる措置を含む）をとった子どもの児童記録票は、その子どもが満 25 歳になるまでの間。
- ② 法第 26 条第 1 項第 2 号及び第 27 条第 1 項第 2 号の措置をとった子どもの児童記録票は、その子どもが措置を解除されてから 5 年間。
- ③ ①、②以外の援助を行った子どもの児童記録票は、その取扱いを終了した日から 5 年間。

第 3 節 調 査

1. 調査の意義

- (1) 調査は、子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益を確保する観点から、子どもや保護者等の状況等を知り、それによって子どもや保護者等にどのような援助が必要であるかを判断するために行われるものであり、相互信頼関係の中で成立するものである。
- (2) したがって、事情聴取的な形ではなく、子どもや保護者等の気持ちに配慮しながら情報の収集を行う。
- (3) 調査のための面接がそのまま指導のための面接の場となることも多いので、社会福祉援助技術の基本的原理の一つである「非審判的態度」に心がけ、信頼関係の樹立に努める。

2. 調査担当者

- (1) 調査は相談・指導部門、判定・指導部門等の児童福祉司、相談員が中心となっていくが、相談の内容によっては他の職員が行う。
- (2) 虐待相談の場合、調査に対する客観性の確保が特に強く求められること、保護者等

の加害の危険性があること等から、調査に当たっては複数の職員が対応する等、柔軟な対応に努める。

3. 調査の開始

調査の開始及び担当者は原則として受理会議を経て決定する。ただし、緊急の場合、巡回相談中の受付の場合等においてはこの限りでない。

虐待通告（「送致」を含む。）を受けた場合であって、安全確認を必要と判断される事例については、速やかに緊急受理会議を開催し、緊急性など個々の事例の状況に応じて、安全確認の実施時期、方法等の対応方針を決定する。

なお、安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。

また、こうした初期対応のほか、必要に応じて、後日、追加的なアセスメントを適切に実施する。

4. 調査事項

(1) 調査事項は相談の内容によって異なるが、標準的には以下の事項が調査対象となる。

これらは、診断・判定における基礎的かつ重要な情報となるので、これらに基づき各自治体において、調査事項及び内容、様式、手順等を定めるとともに、調査を確実に実施するための調査チェックリスト等を定めることが必要である。

- ① 子どもの居住環境及び学校、地域社会等の所属集団の状況
- ② 子どもの家庭環境、家族の状況
- ③ 子どもの生活歴、生育歴
- ④ 子ども、保護者等の現況
- ⑤ 過去の相談歴等
- ⑥ 児童相談所以外の機関の子ども・家族への援助経過
- ⑦ 援助等に関する子どもや保護者等の意向
- ⑧ その他必要と思われる事項

(2) 法第25条の6において、児童相談所は、法第25条第1項の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、その子どもの状況の把握を行うものとされている。

特に児童虐待に係る通告については、平成19年の児童虐待防止法の改正により、児童相談所が同法第6条第1項の規定による通告又は市町村若しくは都道府県の設置する福祉事務所からの送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、その子どもとの面会そ

他の手段によりその子どもの安全の確認を行うための措置を講ずることとされ、安全確認措置の努力義務が義務に改められた（児童虐待防止法第8条第2項）。

- (3) また、平成19年児童福祉法改正法により、市町村又は福祉事務所の長は、児童虐待防止法第8条の2の出頭要求、同法第9条第1項の立入調査又は法第33条の一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を都道府県知事又は児童相談所長に通知するものとされたことから、当該通知があった場合においても、適切な対応を講ずる必要がある。

なお、都道府県知事等は、当該通知に係る措置の実施状況について、都道府県児童福祉審議会（法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会。同条第1項ただし書きに規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会。市町村に設置されるものを含む。以下同じ。）に報告しなければならないこととされている。

5. 調査の方法

調査の方法には面接（所内面接、訪問面接）、電話、照会、委嘱、立入調査等による方法があるが、虐待相談の場合、緊急保護の要否を判断する上で子どもの心身の状況を直接観察することが極めて有効であるため、子どもの安全確認を行う際には、子どもを直接目視することを基本とする。

いずれの場合においても子どもや保護者等の意向を尊重するよう努め、子どもや保護者以外の者から情報を得るときは、原則として子どもや保護者の同意を得てから行うよう配慮する等、プライバシーの保護に留意する。

ただし、虐待通告等で、対応に緊急を要し、かつ調査等に関し保護者等の協力が得難い場合は、この限りでない。また、性的虐待が疑われる場合には、子どもに与える心理的負担や子どもの意向に十分配慮して調査を行うことが必要である。具体的な方法については、平成27年10月28日付け雇児総発1028第1号「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」及び「子ども虐待対応の手引き」による。

なお、調査に際しては、児童相談所の職員は、その職務上知り得た事項であって、児童虐待に係る通告をした者を特定させるものを漏らしてはならないことに留意する必要がある。（児童虐待防止法第7条）

(1) 面接

ア 子どもや保護者等との面接による情報の収集については、できる限り子どもや保護者等の気持ちに配慮しながら行う。特に、児童の心理的苦痛や恐怖、不安を理解し配慮するほか、話を聞くことが児童にとって出来事の再体験となる「二次的被害」を回避又は緩和するなど、児童に与える負担をできる限り少なくすることが必要であることから、児童の心理的負担の一層の軽減及び児童から聞き取る話の内容の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察（以下「3機関」という。）が連携を強化し、個別事例に応じて、3機関を代表した者1名による面接（協同面接）の実

施を含め、調査や捜査の段階で、可能な限り、児童から同じ内容の話を繰り返し聴取しないなど、児童の特性を踏まえた面接・聴取方法等を3機関で協議・実施すること。

イ 子どもや保護者等との面接が中心となるが、関係機関の職員等との面接も重要である。特に、虐待相談等の場合、子どもや保護者等との面接だけでは正確な事実関係の把握が困難な場合も多いので、幅広い情報収集に努める。

ウ 子どもの家庭、居住環境、地域社会の状況、所属集団におけるこどもの状況等の理解については、訪問による現地調査により事実を確認する。

エ 虐待相談の場合、緊急保護の要否を判断する上で子どもの心身の状況を直接観察することが極めて有効である。このため、子どもの来所が望めない場合、可能な限り早期の段階で子どもの家庭や所属集団等において子どもの観察を行う。なお、観察に当たっては、観察の客観性、精度の向上を図るため、調査担当者以外に医師や児童心理司等が同行する等、複数の職員が立ち会うことが望ましい。

(2) 調査の協力、委嘱

調査を行うに当たっては市町村長や児童委員に協力を求め、又は児童委員や福祉事務所に調査の委嘱ができることとされており、十分な連携を行う。(法第12条第5項、第13条第7項、第17条第1項第4号、第18条第4項)

また、法第25条の2第1項の規定により地方公共団体に設置の努力義務が課されている要保護児童対策地域協議会は、要保護児童(法第31条第4項に規定する延長者及び法第33条第8項に規定する保護延長者を含む。)及びその保護者、要支援児童(保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(要保護児童に該当するものを除く。))」及びその保護者並びに特定妊婦(出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)(以下「支援対象児童等」という。)に関する情報その他支援対象児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うことを目的としており、こうした情報の交換や協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。(法第25条の3)

(3) 照会

直接調査することが困難な場合又は確認を要する場合等には、文書等により照会する。

(4) 保護者への出頭要求

① 対象となる事例

児童虐待防止法第8条の2の規定に基づく都道府県知事等(児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。)による出頭要求は、特に、児童相談所の家庭訪問等によっても長期間子どもの姿を確認できない事例や呼びかけに対し全く

応答がなく安否を確認できないような事例について、有効な安全確認の選択肢の一つとなると考えられるため、積極的に活用することとされたい。

出頭要求を行う際には、保護者がこの出頭要求に応じない場合、同法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講じるものとされていることから、保護者がこれに応じない場合の対応を考慮しながら、その必要性を判断する必要がある。同法第8条の2の出頭要求は、あくまでも安全確認の選択肢の一つであり、児童虐待が行われているおそれがあると認められるとともに、緊急に子どもの安全確認を行う必要があるなどの場合には、直ちに同法第9条第1項の立入調査を行うことも可能である。

なお、一度出頭要求に応じたことから安全確認ができた後において、再度虐待のおそれが生じた場合においても、改めて本出頭要求を行うことが妨げられるものではないことに留意されたい。

② 出頭要求の方法

保護者に対する出頭要求の告知は、原則として、直接職員が告知書を交付することで行うとともに、できる限りその受領証を徴することとし、その経過を記録する。保護者が出頭要求の告知書の受領を拒否した場合には、出頭要求に応じないものとして取り扱うこととし、この場合においては、当該拒否の状況について適切に記録する。

また、職員が保護者の住居を訪問しても、呼びかけにまったく応じないような事例については、保護者が長期間不在であることが明確である等の告知書を受領し得ない客観的状況にある場合を除き、出頭要求の告知書を封筒に入れた上、郵便受箱、郵便差入口等の適切な箇所に差し入れ、その状況を写真等で確実に記録する。この場合、当該封筒に出頭要求の告知書が含まれることが推察できるよう、事前に告知書の送達のため訪問する旨を電話により連絡し、若しくは告知書を郵便受箱等の適切な箇所に差し入れる旨の玄関先での呼びかけ等を行い、又は告知書が含まれる旨を当該封筒に記載する。

こうした対応によっても保護者が出頭しない場合には、出頭要求に応じないものとして取り扱う。

③ 出頭要求の告知書

告知書においては、

- ・ 出頭を求められる者の住所、氏名及び生年月日
- ・ 出頭を求める日時及び場所
- ・ 同伴すべき児童の氏名、生年月日及び性別
- ・ 出頭を求める理由となった事実の内容
- ・ 保護者が出頭を求める日時での出頭が困難な場合における対応
- ・ 出頭要求に応じない場合、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するた

め、児童虐待防止法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなる旨及び当該立入調査を正当な理由なく拒否した場合には罰金に処せられることがある旨

- ・ その他必要な事項

について記載する（別添1参照）。

出頭を求める日時は、迅速な対応の確保及び各自治体ごとに定めた虐待通告に係る安全確認の所定時間との均衡も踏まえつつ、速やかに安全確認を行う観点から、個別の事案に応じて特定の日時を設定する。ただし、やむを得ない理由により保護者等による当該日時における出頭が困難と認められる場合には、速やかに安全確認を行うことを十分考慮しつつ、当該保護者からの申し出に応じて出頭を求める日時を調整することとして差し支えない。

また、出頭を求める場所は、当該子どもの所在地を管轄する児童相談所が基本となると考えられるが、保護者の心身の状況等に鑑み、児童相談所以外の市役所その他の場所とすることも差し支えない。

④ 出頭要求に応じない場合の対応

保護者が出頭要求に応じない場合には、当該子どもの安全の確認又はその安全を確保するため、速やかに、児童虐待防止法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講じる。

なお、②で述べたような出頭要求の告知書の受領を拒否する、訪問しても応答がない事例については、出頭要求に応じないものとして取り扱う。

⑤ 記録のあり方

出頭要求に応じない場合、当該事実が児童虐待防止法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講じる理由となること、また、同立入調査に応じない場合には、同法第9条の3第1項の臨検又は搜索の実施対象となることもあり得、その場合、同項の許可状を裁判官に請求する際、併せて当該事案に係る経過を示す必要があることから、児童記録票その他の調査記録を適切に作成、保管しておくとともに、報告書（作成した職員の署名（記名）押印のあるものをいう。以下同じ。）を作成する。

(5) 立入調査

- ① 虐待通告受理後、48時間以内に安全確認を行うことができない場合には、法第29条又は児童虐待防止法第9条第1項に規定する立入調査を実施すること（安全確認については「3. 調査の開始」を参照されたい。）。この際、立入調査の実効性を高める観点から、立入調査を実施するに当たっては、正当な理由がないにもかかわらず立入調査を拒否した場合には罰金に処せられることがある旨を、可能な限り保護者に対して告知すること。なお、正当な理由がなく、その執行を拒否した場合、法第61条の5の規定により50万円以下の罰金に処することとされている（児童虐

待防止法第9条第2項の規定により適用される場合を含む。) 。

② 法第29条に規定する立入調査は、法第28に定める承認の申立てを行った場合だけでなく、虐待や放任等の事実の蓋然性、子どもの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、法第28条に定める承認の申立ての必要性を判断するために調査が必要な場合にも行えることに留意する。

③ 児童虐待防止法第9条第1項の規定では、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときに子どもの住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問させることができることとされているが、その際には、必要に応じて警察への援助要請を行うこと。また、立入調査を実施するに当たって保護者に対して告知する際には、当該立入調査を拒否した場合、同法第9条の3第1項の臨検又は捜索が行われる可能性がある旨も併せて告知する。

さらに、上記の告知をしたにもかかわらず、立入調査に応じない状況があれば、その場において、立入調査を拒否したものと認める旨を言い渡すこととする。

なお、拒否したかどうか不明確なままでは、同法第9条の2の再出頭要求、同法第9条の3の臨検・捜索や④で述べる告発のいずれにも移行することが困難となることから、拒否した状況を明確にし、記録しておくことが必要であることに十分留意されたい。

④ 立入調査の必要がある場合には、都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長）の指示のもとに実施する。

⑤ 立入調査が拒否された場合において、当該拒否について正当な理由がないと認められるときは、告発の可否を検討するとともに、速やかに、児童虐待防止法第9条の3の臨検・捜索のに移行することを検討すること。なお、正当な理由なく立入調査を拒否した場合においては、児童虐待防止法第9条の2の再出頭要求を行うことも可能である。

特に、立入調査の拒否の態様やそれまでの経過等も勘案し、当該保護者の行為が悪質であると認められる場合には、当該保護者について管轄警察署に告発することを検討する。告発については、事前に管轄警察署等とよく協議した上で行うこととし、このためにも日常的に警察との連携に努めるべきである。

⑥ 告発とは、告訴権者以外の第三者から捜査機関に対してなされる犯罪事実の申告及びこれに基づく犯人の処罰を求める意思表示をいうが、適切にこれを行うとともにその経過を記録する等の観点から、正当な理由なく立入調査を拒否した具体的事実や被告発人の処罰を求める旨を記載した告発状を提出することにより、これを行う（別添2参照）。

その際には、併せて、告発に至る経緯や具体的事実を証する疎明資料として、児童記録票その他の調査記録、住居の写真、子どもの居住を証するための子どもの住民票の写し、立入調査の実施状況に係るビデオ等による音声や画像の記録、出頭要

求や立入調査の実施状況に関する報告書の写し等を添付して提出する。

なお、告発がなされた場合には警察において捜査が開始されることにかんがみ、告発の取消を要する事態とならないよう、告発する前の段階において、具体的事案に応じて、提出する予定の告発状や疎明資料を提示するなどして、立入調査を行う場所を管轄する警察署と協議をされたい。

- ⑦ 告発状が受理された後においては、通常、当該事件の捜査のため職員の事情聴取や資料の提出が求められることとなるので、積極的に協力する。

なお、捜査の結果に基づき、起訴又は不起訴の処分が行われたときは、検察官から告発をした者に処分結果が通知され、不起訴とした場合には、告発人の請求に基づき、その理由が開示されるので、留意されたい。

- ⑧ 立入調査、臨検又は捜索等に当たっては、必要に応じ、市町村に対し関係する職員の同行・協力を求める。また、子ども又は調査担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、必要に応じ、児童虐待防止法第10条により警察に対する援助の依頼を行い、これに基づく連携による適切な調査を行うとともに、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を最優先した臨機応変の対応に努める。

なお、警察への援助の依頼については、第7章第14節「6. 虐待事例等における連携(3)立入調査、臨検又は捜索等における連携」を参照すること。

- ⑨ 立入調査が拒否された場合においては、管轄警察署への告発だけでなく、児童虐待防止法第9条の2の保護者への再出頭要求や同法第9条の3第1項の臨検又は捜索の実施対象となることもあり得ることから、児童記録票その他の調査記録を適切に作成、保管しておくとともに、(4)の⑤と同じく、立入調査の状況やこれに至る経緯について、報告書を作成する。

- ⑩ 立入調査に当たっては、その後の家庭裁判所における審判や④の告発の際の事実関係の確認に資するため、必要な範囲において写真やビデオあるいはスケッチ等を含め具体的、詳細な調査記録の作成を行うとともに、関係書類等の入手・保存に努める。

- ⑪ 立入調査については、平成12年11月20日児発第875号「「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について」及び平成16年8月13日付け雇児発第0813002号「「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について」、本指針並びに平成9年6月20日児発第434号「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」及び「子ども虐待対応の手引き」に基づき行う。

(6) 保護者への再出頭要求

児童虐待防止法第9条の2の規定による都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。）の出頭要求（同法第8条の2の出頭要求が行われていない場合を含め、以下「再出頭要求」という。）の趣旨、内容は同法第8条の

2の出頭要求と同様であるが、再出頭要求は、正当な理由なく同立入調査を拒否したことが要件とされていることに留意されたい。

再出頭要求の方法等については、出頭要求と同様に行うこととし、(4)を参考に告知書の記載や手続、記録の作成を行うこととする（別添3参照）。

(7) 臨検、搜索等

① 対象となる事例

児童虐待防止法第9条の3第1項の規定による都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。以下この(7)において同じ。）の臨検又は搜索は、特にネグレクトのように子どもを直接目視できず子どもの状況自体把握できないような場合に活用されることで、子どもの安全の確認又は安全の確保が行われることが想定されている。

この「臨検」又は「搜索」は、双方とも強制処分として行うものであり、「臨検」とは住居等に立ち入ることをいい、「搜索」とは住居その他の場所につき人の発見を目的として捜し出すことをいう。これらの臨検又は搜索は、物理的実力の行使を背景に、対象者の意思に反してでも直接的に子どもの安全確認又は安全確保をしようとするものであり、同法第9条第1項の立入調査が、これを拒んだ者に対する罰則を定めることで、間接的に調査の実効性を担保しようとするのと異なるものである。

なお、臨検又は搜索は、同法第9条第1項の立入調査を実施したにもかかわらず頑なに立ち入りを拒否されるようなケースについて、例外的に行うことが想定されており、迅速な安全確認が要請されている状況にあるところ、まずは、当該立入調査を実効的に行うことにより、子どもの安全確認又は安全確保が行われるよう努められたい。

② 臨検又は搜索の要件

ア 立入調査等の実施

臨検又は搜索は、児童虐待防止法第8条の2第1項の出頭要求を受けた保護者又は同法第9条第1項の立入調査を受けた保護者が、正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したことが要件とされている。

イ 児童虐待が行われている疑いがあること

臨検又は搜索は、アの保護者による立入調査の拒否等の経過を経た上で、「児童虐待が行われている疑いがある」ときに行われる必要がある。

ウ 裁判所の裁判官による許可状の発付

臨検又は搜索は、ア、イの要件を満たした上で、管轄の裁判所の裁判官が発する許可状を得て初めて可能となるものであり、裁判官への許可状の請求が必要である。

③ 裁判官に対する許可状の請求等

ア 許可状の請求

臨検又は捜索に係る許可状は、臨検しようとする子どもの住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に対してこれを請求する。

請求先の窓口等については、各地の裁判所から連絡されることとなっている。

臨検又は捜索に係る許可状の円滑な請求が可能となるよう、当該請求の際に弁護士等の専門家や警察官OBによる助言等を得ることができる体制を整えておくことが適当である。

こうした体制強化については、本指針第6章第3節「児童虐待防止対策支援事業」に記載している

- ・ 法的対応機能強化事業
- ・ スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業
- ・ 一時保護機能強化事業
- ・ 24時間・365日体制強化事業

などの積極的な活用を図られたい。

イ 請求書の様式等

裁判官への許可状の請求は書面により行う（別添4参照）。

なお、日没以降の夜間に臨検又は捜索を行う必要がある場合には、当該夜間執行について、併せて請求する必要があることに留意されたい。また、許可状の有効期間が超過し失効した場合であって、特にやむを得ない理由があるときは、裁判官に対し、許可状の再請求をすることができる。

許可状を請求する場合には、児童虐待防止法第9条の3第3項の規定により、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料等を添付することとされている。このため、以下を参考に、請求書に資料を添付して提出することとされたい。

なお、裁判官が、許可状を発し、又は許可状の請求を却下したときは、速やかに、許可状の請求書とともに添付資料も返還されることとなる。

(ア) 児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料

当該資料としては、近隣住民や保育所等の関係機関からの聞き取り調書、市町村における対応録の写し、児童相談所における記録（児童記録票その他の調査記録）などが考えられる。

なお、近隣住民等からの聞き取り調書については、供述者の署名押印があることが望ましいものの、供述者の署名押印のないものであっても、そのことだけの理由で資料から排斥されるものではない（この場合であっても聴取者の署名（記名）押印は必要である。）。

- (イ) 臨検させようとする住所又は居所に当該子どもが現在すると認められる資料
当該資料としては、当該子どもの住民票の写し、臨検しようとする住居の写真
（可能な場合、子ども用の玩具・遊具や洗濯物など当該住居での子どもの生活を
示す写真を含む。）などが考えられる。
- (ロ) 保護者が児童虐待防止法第9条第1項の立入調査を拒むなどしたことを証する資料
当該資料としては、出頭要求や再出頭要求、立入調査の実施報告書の写しなどが
考えられる。
- (エ) その他
他に添付すべき資料としては、事案の概要を記した総括報告書、児童相談所長が都道府県知事等から権限委任を受けて許可状を請求する場合にはその根拠となる法令（地方自治法第153条第2項、各都道府県等で定める条例等）などが考えられる。

ウ 許可状の交付

許可状の請求を受けた裁判官は、臨検又は捜索に係る許可状発付の要件の有無を判断し、要件が具備されていると認められる場合には、都道府県知事等あてに許可状を交付することになる。

④ 処分を受ける者への許可状の提示

都道府県知事等は、当該許可状を臨検又は捜索を行う児童相談所の職員等に交付するとともに、当該児童相談所の職員等は、臨検又は捜索を行うに当たり、これらの処分を受ける者、すなわち臨検又は捜索の対象となる住居又は居所に実際に居住している者に提示しなければならない。

不在等のため処分を受ける者に許可状を示すことができないときは、児童虐待防止法第9条の9第1項又は第2項の規定により臨検又は捜索に立ち会う者に示さなければならない。

なお、処分に着手した後、処分を受ける者が現れたときは、その者に改めて許可状を示すのが適当である。

また、許可状の提示は、相手方に記載内容を閲覧・認識しうる方法でなされるべきであるが、相手方が閲覧を拒絶するときは、そのまま執行に着手することができる。

⑤ 関係者への身分証明証の提示

児童相談所の職員等は、児童虐待防止法第9条の3第1項による臨検若しくは捜索又は同条第2項による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

⑥ 責任者等の立ち会い

児童相談所の職員等は、臨検又は搜索をするときは、当該子どもの住所若しくは居所の所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。

この場合において、これらの者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

なお、上記の所有者若しくは管理者又は同居の親族で成年に達した者が立ち会う場合であっても、手続の公正を担保する観点からは、当該臨検又は搜索に市町村等の地方公共団体の職員を立ち合わせることが適切である。

⑦ 臨検又は搜索に当たって可能となる処分等

ア 錠その他必要な処分

児童相談所の職員等は、臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

この「その他必要な処分」の内容・方法は、子どもの安全確認又は安全確保の目的のために必要最小限度において許容されるものであり、かつ、その手段・方法も社会通念上妥当なものである必要がある。

イ 臨検等をする間の出入りの禁止

児童相談所の職員等は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けずにその場所に入出入りすることを禁止することができる。

ウ その他

写真撮影等は、必要な程度においてこれを行うことは、臨検、搜索等が適正に行われたことや子どもの生活状況など虐待の状況を記録し、第三者に示すために極めて有効と考えられる。

⑧ 夜間の執行の制限

臨検又は搜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの夜間にはしてはならない。

このため、夜間に臨検又は搜索をしようとするときは、裁判官へ許可状を請求する際、その旨も併せて請求する必要がある。

なお、許可状に夜間でも臨検又は搜索をすることができる旨の記載がない場合であっても、日没前に臨検又は搜索に着手したときは、日没後でもその処分を継続することができる。

⑨ 警察への援助要請等

児童虐待防止法第9条第1項の立入調査と同様に、必要に応じ、子どもや調査担当者に対する保護者等による加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、同法第10条の規定により、警察署長に対する援助の依頼を行い、これに基づく適切な連

携を行う。その際には、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を優先した臨機応変な対応をすべきである。

臨検又は捜索をするに当たって、錠をはずしその他必要な処分を行うことができることとされているが、これらの実力行使を伴う処分についても、警察官ではなく児童相談所の職員等が行うこととされていることから、十分な体制を整えるとともに、これらの行為についての保護者の抵抗もあり得ることから、子どもや職員の安全に万全を期すためにも、警察との連携にも一層配意されたい。

また、臨検、捜索等を円滑に実施するためには、同法第9条第1項の立入調査と同様に、あらかじめ身分証明証を児童相談所の職員等に交付しておくことが望ましい。

⑩ 記録のあり方

許可状の請求をしたときは、請求の手續、許可状発付後の状況等を記録する。また、臨検又は捜索をしたときは、児童相談所の職員等は、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

⑪ 都道府県知事等への報告

児童相談所の職員等は、臨検、捜索等を終えたときは、その結果を都道府県知事等に報告しなければならない。

都道府県知事等は、都道府県等の児童福祉審議会に、臨検若しくは捜索又はこれに伴う調査、質問の実施状況を報告しなければならない。

⑫ 不服審査、行政事件訴訟

臨検等に係る処分については、行政手続法上の不利益処分の手続は適用されず、行政不服審査法（平成26年法律第68号）上の不服申立てをすることができないとされている。また、行政事件訴訟法第37条の4の規定による差止めの訴えも提起することができない。

(8) その他

里親委託、養子縁組に関する調査については、本指針に定めるほか、次の通知による。

- ① 昭和23年厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」
- ② 平成14年厚生労働省令第116号「里親が行う養育に関する最低基準」
- ③ 平成14年9月5日付け雇児発0905002号「里親制度の運営について」
- ④ 平成14年9月5日付け雇児発0905004号「養子制度等の運用について」

6. 記録及び社会診断

- (1) 調査内容は正確、簡潔、客観的に児童記録票に記載し、資料の出所、日時等を明らかにする。また、個別の手續ごとの記録の在り方については、本指針におけるそれぞれ

れの項目の記述を参照されたい。

- (2) 子どもや保護者等の言動のほか、調査担当者が指導した事項についても記載する。
- (3) 調査担当者は必ず調査に基づく調査所見を児童記録票に記載する。

この調査所見は問題の様相、原因、援助等に関する所見を含む社会診断であり、判定のための資料となる。

第4節 診断

1. 診断の意義

- (1) 問題に直面している子どもの福祉を図るためには、子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益を確保する観点からその子どもの状況及び家庭、地域状況等について十分に理解し、問題解決に最も適切な専門的所見を確立する必要がある。
- (2) このため、医学（特に精神医学及び小児医学）、心理学、教育学、社会学、社会福祉学等の専門的知識・技術を効果的に活用し、客観的に診断する。
- (3) なお、診断は判定の前提であるので、判定の意義を十分理解し行う。

2. 診断担当者

診断には社会診断、心理診断、医学診断、行動診断、その他の診断がある。診断は、必要と判断される各診断に対し専門性を有する者が担当する。

3. 診断の開始

診断の開始及び担当者は原則として受理会議を経て決定する。ただし、緊急の場合、巡回相談中の受付の場合等においてはこの限りでない。

4. 子どもや家庭が抱える問題及びそれを解決するために役立つ強みや資源の理解に必要な資料

子どもや家庭が抱える問題及びそれを解決するために役立つ強みや資源の理解のため、子どもの年齢などを考慮しつつ、次のような側面からの資料を総合し、統合する。

- ① 心身の状況（健康状態、表情、発達、社会生活能力、学力、興味の範囲等）
- ② 情緒成熟度（分化、表出、統制等）
- ③ 欲求と障害（欲求の強さ、不満、防衛、忍耐力等）
- ④ 現在の適応状況（家庭、所属集団、地域等）
- ⑤ 対人関係（親子関係、家族関係、友人関係等）
- ⑥ 文化的、社会的環境（地域社会の状況、規範、伝統、文化等）
- ⑦ 家庭の状況（構成、家族歴、生活歴、家庭環境等）
- ⑧ その他必要と思われる事項

5. 診断の方法

診断の方法には社会診断、心理診断、医学診断、行動診断、その他の診断があるが、いずれの場合においても多角的・重層的に行い、また子どもや保護者等の意向を尊重し、プライバシーの保護に留意する。心理検査等を実施する場合及び関係者等との面接を実

施する場合には、子どもや保護者等にその必要性を説明し、同意を得て行うよう配慮する。さらに、診断のための面接は、子どもや保護者に対する援助と結びついていくことにも配慮する必要がある。

(1) 社会診断

ア 児童福祉司、相談員等によって行われる社会診断は、調査により子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境との関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う。

イ 具体的な調査方法については第3章第3節に示すとおりである。

(2) 心理診断

ア 児童心理司によって行われる心理診断は、面接、観察、心理検査等をもとに心理学的観点から援助の内容、方針を定めるために行う。また心理診断は、所内における面接・観察のみならず、家庭訪問などによる生活場面なども積極的に活用すること。

イ 家庭環境、生活歴等は、原則として受付相談員又は児童福祉司等が聴取した記録を利用するが、必要に応じて児童心理司自ら補足的に聴取する。

ウ 面接による情報の収集については、できる限り子どもや保護者等の気持ちに配慮しながら行う。

エ 言語表現の不十分な子ども、情緒や適応性に不安定さを示す子ども等を理解するため、自然的観察、条件的観察等適切な方法を考慮する。

オ 心理診断を行うに当たっては、医師との協力関係を保ち、医学診断の必要性があると認められる場合には医師の診察等を求める。また、必要に応じて外部の専門家の協力を得て実施するものとする。

カ 心理診断及び子どもや保護者等に指導した事項については必ず児童記録票に記載し、判定のための資料とする。

(3) 医学診断

ア 医師（精神科医、小児科医等）の行う医学診断は、問診、診察、検査等をもとに、医学的な見地から子どもの援助（治療を含む。）の内容、方針を定めるために行う。

イ 児童相談所で実施できない検査や治療等を要する場合には速やかに適切な医療機関にあつせんする。

ウ 特別児童扶養手当認定診断書等の作成の場合には児童心理司等の協力を得て行う。

エ 医学診断及び子どもや保護者等に対し指導した事項については必ず児童記録票に記載し、判定のための資料とする。

オ 関係機関等から診断書の提出を求められた場合には、子ども又は保護者の了解を得て、診断書を添付し、児童相談所長名で回答する。

(4) 行動診断

ア 一時保護部門の児童指導員、保育士等によって行われる行動診断は、基本的な生活習慣、日常生活の状況、入所後の変化等、子どもの生活全般にわたる参与的観察、生活場面における面接をもとに、援助の内容、方針を定めるために行う。

イ 行動診断は、原則として週1回定例の観察会議において検討し、児童記録票に記載し、判定のための資料とする。

(5) その他の診断

ア 場合によっては、理学療法士、言語聴覚士等による診断が必要である。

イ その他児童相談所において診断することが困難な場合には他の機関に依頼し又は、すでに診療を受けている医師等がある場合にはその診断書等を求め判定に役立てる。

第5節 判定

1. 判定の意義

(1) 判定は、相談のあった事例の総合的理解を図るため、前節の診断をもとに、各診断担当者等の協議により行う総合診断である。

(2) 判定は適切な援助の内容及びそれにかかわる援助指針（援助方針）の作成と不可分の関係にある。

(3) 判定は援助の経過の中で修正の必要が生ずる場合もあり、適宜再判定を実施する。

(4) 判定は子どもの身体的、心理的、社会的特性を十分考慮して行う。

また、判定は問題を有する主体、問題の発生している場所、問題の内容等について明確にする。

(5) 判定は子どもを含む家族、所属集団全体を視野に入れて行い、また、当事者の問題解決能力や地域の支援体制等も考慮に入れて行う。

(6) 緊急対応が必要か、カウンセリング等が必要か等、援助の質の検討も判定の重要な要素である。

(7) 判定には児童相談所の相談援助活動の限界及び措置、あっせん等を行う施設、機関等の援助能力の判断も含まれる。

2. 判定の方法

(1) 判定は、児童福祉司、相談員等による社会診断、医師による医学診断、児童心理司等による心理診断、保育士、児童指導員等による行動診断、その他の診断を基礎として、原則として関係者の協議により行い、判定の所見、援助指針（援助方針）案はその結果に基づきケースの負担者が作成する。

なお、高度に専門的な判断が必要な場合には、児童相談所外部の専門家の意見を積極的に求め、これを十分に踏まえて判定を行うこと。

(2) 過去、警察の捜査状況をもって虐待はないと判断した事例があったが、警察の捜査は虐待の事実認定を行うものではないことから、警察と連携を図りつつも、児童相談

所自らが実施する福祉的側面からの調査に基づき判定を行う必要があることに留意する。

(3) 以下の事例については、原則として判定会議により行う。

- ① 里親等、指定発達支援医療機関への委託措置及び児童福祉施設への入所措置を要する事例
- ② 措置による指導及び継続指導を必要とする事例
- ③ 現に①又は②の援助を行っている事例の援助指針（援助方針）を再検討する場合
- ④ その他必要と認められる事例

3. 判定会議

- (1) 判定会議は各担当者の診断をもとに、援助に有効な判定を導き出すために行い、原則として週1回定例的に開催し、判定・指導部門の長が主宰する。
- (2) 判定会議においては、原則として児童相談所長、各部門の長、各担当者等が参加し、社会診断、心理診断、医学診断、行動診断、その他の診断等を総合的に検討し、判定を行い、これに基づき援助指針（援助方針）案を検討する。
- (3) 事例の中には比較的軽易な検討ですむものから十分な協議を必要とするものまで含まれているので、柔軟な会議運営を心がける。
- (4) 会議の経過及び結果は判定会議録に記載し、保存する。

第6節 援助方針会議

- (1) 援助方針会議は調査、診断、判定等の結果に基づき、子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益を確保する観点から、その子どもや保護者等に対する最も適切で効果的な援助指針（援助方針）を作成、確認するために行う。援助指針（援助方針）は、援助方針会議の結果に基づき事例の主担当者が作成する。なお、援助指針（援助方針）の意義、内容等については、第1章第4節を参照すること。
- (2) 援助方針会議は、原則として受理会議後、児童相談所が相談援助活動を行うこととしたすべての事例の援助について検討を行う。

現に援助中の事例の終結、変更（措置の解除、停止、変更、在所期間の延長、援助指針（援助方針）の変更等も含む）等についても検討を行う。その際、事例の中には比較的軽易な検討ですむものから十分な協議を必要とするものまで含まれているので、柔軟な会議運営を心がける。

なお、在宅の虐待事例については、状況の変化等についてのフォローを確実にを行うため、ITシステムの導入・進行管理台帳の整備等を行うことにより、すべての事例について定期的に現在の状況を会議において検討することが必要である。
- (3) 援助の決定に当たっては、特別な場合を除き、子どもや保護者の意向を尊重するとともに、子どもの最善の利益の確保に努める。
- (4) 援助方針会議においては、緊急対応が必要か、カウンセリングが必要か等の援助の

内容の検討及び児童相談所、施設、機関等の援助能力も考慮に入れ検討を行う。

- (5) 援助方針会議は措置部門の長が主宰し、原則として週1回定例的に開催し、児童相談所長、各部門の長、事例を担当した児童福祉司、児童心理司等の事例担当者等が参加し、多角的・重層的に検討を行う。
- (6) 会議の経過及び結果は援助方針会議録に記入し、保存する。
- (7) 援助方針会議に提出された事例の個々の援助は、所長が決定する。

第7節 都道府県児童福祉審議会への意見聴取

1 趣旨

- (1) 法第27条第1項第1号から第3号までの措置（第3項の規定により採るもの及び第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第2項の措置を採る場合又は第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合で、後に述べる要件に合致する場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。（法第27条第6項）

この場合の意見聴取は、都道府県知事等の諮問に対し児童福祉審議会が答申を行うものである。（法第8条第5項）

なお、法第28条第4項、第6項又は第7項の規定による家庭裁判所の勧告を受けて、法第27条第1項第2号の措置を採る場合については、都道府県児童福祉審議会の意見を聴く必要はない。

- (2) 都道府県児童福祉審議会への意見聴取は、児童相談所における援助の決定の客観性と専門性の向上を図ることにより、子どもの最善の利益を確保しようとするものであり、この趣旨を十分踏まえ、積極的な活用を図るとともに、取り扱いに適正を期すること。

2 都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない事例について

- (1) 次の2つの要件のいずれかに合致する場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。（令第32条）

ア 子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき

イ 都道府県知事が必要と認めるとき

- (2) 子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないときとは、児童相談所の援助方針会議を経て出された援助方針と、子どももしくは保護者の双方もしくはいずれかの意向が一致しない場合をさす。子ども等の意向と児童相談所の援助方針が異なる事例は、子どもの真のニーズの把握並びにこれに基づく親への代弁・説得・調整、強制的介入、司法機関等関係機関との調整等、より幅広い専門性が求められるとともに、判断の客観性がより強く求められるからである。

具体的な事例を例示すると下記のとおりである。

ア 保護者が子どもの監護を怠っている場合や親子浮浪の事例で、児童相談所として

は子どもを施設入所させる必要があると判断しているが、保護者や子どもに問題意識がなく、保護者、子どもの双方が、施設入所を拒んでいる場合

イ 親が行方不明等のため、子どもたちだけで生活している事例で、客観的に子どもの福祉が害されていると判断されるため、児童相談所としては施設入所を勧めているにもかかわらず、子どもが当該措置を強く拒んでいる場合

ウ 触法・ぐ犯相談において、児童相談所としては施設入所措置が適当と判断しているが、保護者の意向が定まらず、子どもも施設入所を強く拒んでいる場合

エ 法第 28 条に基づく施設入所措置に対する家庭裁判所の承認に関する申立てを行うべきかどうか児童相談所としては判断しかねる場合

オ 子ども及び保護者の同意を得て施設入所措置を採った事例で、その後保護者等の意向が変化し、引き取りを強く要求している場合

(3) 都道府県知事が必要と認める場合とは、措置決定又は措置決定後の援助について、法律や医療等の幅広い分野における専門的な意見を求める必要があると判断する場合や、子ども又は保護者の意向の確認が不可能又は困難なため、子どもの最善の利益を確保する上でより客観的な意見を求める必要があると判断する場合等である。具体的な例としては下記のものと考えられるが、これらの例のほか、特に、虐待相談や施設での援助等に係る子どもからの苦情相談等、一般的に権利侵害性が強いと考えられる事例については、より客観的な判断が求められることから、積極的に都道府県児童福祉審議会の意見を求めることが望ましい。

ア 児童相談所の援助方針と子ども又は保護者の意向は一致しているが、措置解除をめぐって、より幅広い観点からの客観的な意見を求めることが妥当と判断される場合

特に、児童福祉法第 28 条の規定に基づく措置の解除については、保護者に対する指導措置の効果や子どもの心身の状態、地域のサポート体制などについての総合的な評価に基づき検討し、判断する必要がある。このため、措置解除の客観性と専門性の向上の観点から、できる限り児童福祉審議会の意見聴取を行うよう努めること。また、児童相談所と子どもが入所している施設の意見が異なる場合なども意見聴取が必要である。

イ 保護者が行方不明等でその意向が確認出来ず、かつ子どもが幼少等の理由によりその意向を明確に把握し難い場合

ウ 措置変更の場合等で、保護者が行方不明等でその意向が確認出来ず、子どもは当該措置に同意の意を示しているが、子どもの最善の利益を確保する上で、より幅広い観点からの客観的な意見を求めることが妥当と判断される場合

エ 一時保護について、児童相談所と保護者の意見が大きく対立しているような場合

3 意向について

(1) 「意思」が法的な意思形成能力に裏付けられた概念であるのに対し、「意向」は「意

思とまでには至らない志向、気持ち」といった意味であり、子どもの最善の利益の観点から全ての子ども等の意向を、その年齢、成熟度等に応じて考慮することを基本とするものである。

従って、子どもの援助の決定に当たっては、子どもや保護者等に対し児童相談所の援助方針等について個々の年齢や理解力等に配慮しながら十分な説明を行い、その意向を把握するよう努める。

- (2) 意向の把握に当たっては、子どもや保護者等それぞれについて児童相談所の援助方針を承諾する場合は承諾書を、不承諾の場合はその理由を付した不承諾書を求めることを原則とするが、子ども等の年齢、その他の理由から承諾書・不承諾書により難しい場合は、児童相談所の説明方法や説明内容、これに対する子どもの反応等を克明に記録し、児童記録票綴に編綴しておく。

4 手続き

- (1) 2 (1)に該当する事例について、援助に関する児童相談所長の考えを付して事前に都道府県児童福祉審議会の意見を求めることを原則とするが、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴くいとまがない場合はこの限りでない。この場合、採った措置について速やかに都道府県児童福祉審議会に報告する。(令第32条)
- (2) 児童相談所長は、都道府県児童福祉審議会に意見を求めようとするときは、原則として子どもや保護者等に対しその旨説明を行い、また児童福祉審議会の意見具申があったときは、その内容等について迅速かつ懇切に説明を行う。
- (3) 児童相談所長は、都道府県児童福祉審議会に対し意見を求めるに当たっては、事例の概要や援助に関する意見、子ども及び保護者等の意向等を記載した資料を作成し、これに基づき説明を行い、その意見を求める。
- (4) 児童相談所長は、都道府県児童福祉審議会の意見を尊重して援助の決定を行う。
- (5) 都道府県児童福祉審議会の意見と実際の措置が異なった場合は、速やかに理由を付して都道府県児童福祉審議会に報告する。
- (6) 都道府県児童福祉審議会の意見を聴取した事例について、その後の経過等を随時報告するとともに、児童相談所における相談や措置の状況等についても適宜報告することが望ましい。
- (7) 都道府県児童福祉審議会に意見を求めるに当たり、人名を伏せる、審議終了後配付資料を回収する等、子どもや保護者等のプライバシー保護に十全の配慮を行う。

なお、配付資料については必要最小限に止め、特に家庭裁判所の少年調査記録等、他機関の作成に係る資料等については当該機関の了解を得ずこれを提出することは認められないこと。

第8節 被措置児童虐待

1. 被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨

平成 20 年児童福祉法改正法により、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るため、適切な対応のための仕組みを整備することとしたところである。

当該制度化では、児童虐待防止法が対応していない施設職員等による虐待に対応することをはじめとして、社会的養護に関する質を確保し、子どもの権利擁護を図るという観点から、下記のような事項が規定された。

- ・ 被措置児童等虐待の定義
- ・ 被措置児童等虐待に関する通告等
- ・ 通告を受けた場合に都道府県等が講ずべき措置
- ・ 被措置児童等の権利擁護に関して都道府県児童福祉審議会の関与

2. 被措置児童等虐待における児童相談所の対応

- (1) 発見者からの通告受理
- (2) 被措置児童等からの届出受理
- (3) 通告や届出を受理した場合の都道府県（担当部署）への通知を行うとともに、都道府県（担当部署）の求めに応じ、被措置児童等の調査や子どもの安全確保、施設等に対する必要な指導、家族や関係機関との調整等を行う。

3. その他

被措置児童等虐待については、本指針に定めるほか、平成 21 年 3 月 31 日付け雇児福発第 0331002 号・障障発第 0331009 号「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」による。

第 4 章 援助

第 1 節 援助の種類

- (1) 児童相談所が子どもや保護者等に対して行う援助には表一 4 に掲げるものがある。
援助を行う場合には、子どもや保護者等に、その理由、方法等について十分説明し、子どもや保護者等の意見を聴き、基本的には合意の上で行う。
- (2) 行政処分としての措置を行う場合には、保護者等は行政不服審査法第 2 条（児童相談所長又は都道府県等が措置を行った場合の都道府県等に対する審査請求）に基づき不服申立てを行うことができる。なお、行政処分としての措置を書面で行う場合には、行政不服審査法第 82 条第 1 項により保護者に対し、不服申立ての方法等について教示しなければならない。また、同法第 82 条第 2 項に基づき、子どもが利害関係人として行政処分に不服申立てをしたい旨の申出があった場合には、不服申立て方法等について教示しなければならない。行政処分としての措置は、原則として文書により通知する。
- (3) 子どもを家庭裁判所の児童自立支援施設又は児童養護施設送致の保護処分決定によって、これらの児童福祉施設に入所させる場合には、これに対する不服申し立ては保

護処分決定に対する抗告（少年法第 32 条）によることになり、この旨は家庭裁判所において決定言渡し時に教示される。（少年審判規則第 35 条第 2 項）

- (4) 児童相談所が行う指導には、措置によらない指導及び法第 26 条第 1 項第 2 号、第 27 条第 1 項第 2 号に基づく措置による指導がある。
- (5) 法第 27 条第 1 項第 3 号に基づき、里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をする場合において、子どもの自立支援計画を策定する際には、里親や入所施設と十分に協議を行うとともに、事前に子どもや保護者等に対して計画の内容を十分に説明すること。

なお、児童相談所と協力の上、里親等や児童福祉施設等が策定・実行する自立支援計画については、児童相談所が、一定の期間において（3～4 か月に 1 回程度）モニタリングを行い、援助指針（援助方針）とあわせて見直しをすること。

第 2 節 在宅指導等

1. 措置によらない指導

(1) 助言指導

ア 助言指導とは、1 ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者等に対する指導をいう。

イ 助言指導は、子どもや保護者等の相談内容を十分理解し、必要な資料の収集等を行い、予測し得る経過について十分見通しを立てて行う。

ウ 助言指導は、対象、目的、効果等を考慮し、電話、文書、面接等適切な方法を工夫し行う。

エ 助言指導は児童福祉司、相談員、児童心理司、医師等の職員によって行われるが、必要に応じ、他の職員と十分協力する。

オ 助言指導を行う際は、子どもや保護者等の精神的、身体的状態等を十分考慮し、現実的かつ具体的な指導を行う。

カ 電話により助言指導を行う際は、その長所及び限界に十分留意し、場合によっては、面接等の方法をとる。

キ 助言指導を行った場合は、その内容を児童記録票に記載し、援助方針会議等において確認を受けるとともに、その効果について、必要に応じ追跡することが適当である。

(2) 継続指導

ア 継続指導とは、複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいう。この中には集団心理療法や指導キャンプ等も含まれる。

イ 継続指導を行う場合には、判定会議、援助方針会議においてその必要性、方法及

び担当者等について慎重に検討する。

ウ 心理療法及びカウンセリングを行う場合には、医師との連携に留意し、それぞれの原理や留意事項にのっとり行う。

エ 担当者の決定は指導の目的、経過等により適切に行う。

オ 継続指導の経過は児童記録票に記載し、指導終結の際は指導の効果についてチームで協議するとともに、援助方針会議で十分な検討を行う。

(3) 他機関あっせん

① 他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに母子家庭等日常生活支援事業を利用する等関連する制度の適用が適当と認められる事例については、子どもや保護者等の意向を確認の上、速やかに当該機関にあっせんする。なお、この場合あっせん先の機関の状況を子どもや保護者等に十分説明する。

② 他機関あっせんを行う場合には、電話であっせん先に連絡をとる等利用者の利便を十分図り、指導に万全を期する。また、あっせん後においてもあっせん先と十分な連携を図る。

③ 他の児童相談所への移管が必要と認められる場合は、移管先の児童相談所と十分協議し、原則として文書により移管する。

2. 措置による指導

(1) 児童福祉司指導

ア 児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対し子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う。なお、保護者の不適切な養育の自覚の有無に関わらず、保護者の改善に向けた姿勢があいまいであったり、改善に向けた働きかけを行う上でも、法的枠組みを示すことが効果的であると考えられる場合などにおいては、積極的に児童福祉司指導を行うこと。

イ 担当者は児童福祉司が中心となるが、必要に応じ他の職員も参加する等柔軟な対応をとる。

ウ 児童福祉司指導を行う場合には、市町村、福祉事務所、児童委員その他関係機関との連携を十分に図る。場合によっては児童委員指導等と併せて行うことも考慮する。

エ 児童福祉司指導の場合には、指導を担当する児童福祉司の氏名等及びその指導に付する旨を子どもや保護者等に通知する。

オ 養子縁組希望者であって里親委託を希望しない場合には、養子縁組希望者に対し法第 30 条第 1 項に規定する同居児童の届出を行うよう指導するとともに、法第 27 条第 1 項第 2 号の児童福祉司指導を行う等、養育里親の場合と同等の指導体制を採ること。

(2) 児童委員指導

- ア 児童委員指導は、問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行う。
- イ 児童委員指導とする場合には、指導を担当する児童委員の氏名等及びその指導に付する旨をあらかじめ子どもや保護者等に十分説明し、その同意を得た上で行うことを原則とし、児童委員指導を決定したときは、当該児童委員及び保護者等にその旨通知する。
- ウ 児童委員指導を行う場合には、児童相談所長は指導担当児童委員に、その指導について参考となる事項を詳細に連絡する。
- エ 児童委員が当該措置の解除、停止又は変更を適当と認めた場合には、速やかに児童相談所長にその旨意見が述べられるよう体制を整えておく。
- オ 児童委員指導を行う場合には、当該地区を担当する児童福祉司は、指導の経過報告を求め必要な援助等を行う等、当該児童委員と連携を十分に図る。場合によっては、児童福祉司指導を併せて行う。
- カ 主任児童委員は、児童委員の中から選任されることから、児童委員としての職務を行い得るものである。この旨が平成16年児童福祉法改正法により明確化されたところであり、指導担当児童委員を選任する際には、主任児童委員をはじめ、問題解決に最適と考えられる者を選任する。

(3) 市町村指導

ア 市町村指導は、子どもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、子どもの身近な場所において、子育て支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例に対し、児童相談所が行政処分としての指導措置を市町村に委託し、市町村が子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行う。

具体的に市町村指導を行うことが想定される事例としては、児童相談所の専門的な知識及び技術に基づき立てられた援助指針（援助方針）の下、指導がなされる必要がある事例であって、

- ① 子どもの権利を守るために必要な支援にもかかわらず、保護者が拒否する場合、児童相談所が行政処分としての指導措置という枠組みの中で支援を行うことが適当と考えられる事例
- ② 過去から現在に至るまで、市町村における支援が継続的に行われてきた中で、支援に従事する担当者と子どもや保護者等との間で信頼関係が構築できているなどの理由から、児童相談所による指導よりも、市町村による指導の方が効果的と考えられる事例
- ③ 児童相談所による指導により、保護者等の子育てに対する意識、態度や子どもへの接し方等に改善が見受けられ、市町村を主体とした支援への移行を検討する時

期（支援の過渡期）にある事例

- ④ 施設入所措置等の解除後に、地理的要件や保護者等とのこれまでの関係等から、市町村において、定期的な子どもの安全確認とあわせて継続的な支援が実施されることが効果的であると考えられる事例などが考えられる。

- イ 市町村指導とする場合には、あらかじめその指導に付する旨を子どもや保護者等に十分説明し、その同意を得た上で行うことを原則とし、市町村指導を決定したときは、当該市町村及び保護者等にその旨通知する。
- ウ 市町村指導を行うに当たっては、市町村と協議の上、あらかじめ、委託協議の対象となる事例、委託に係る手続、支援内容の決定、見直しに係る協議体制その他必要な事項を詳細に定めておくこと。
- エ 市町村指導を行うに当たっては、児童相談所は、事前に市町村と十分に協議を行い、子どもや保護者等への援助指針（援助方針）を立てるとともに、当該援助指針（援助方針）について共通の理解を形成した上で指導を委託すること。なお、当該援助指針（援助方針）には、具体的な支援内容の他、市町村が持つ裁量の範囲や子ども・保護者の状況に変化が生じた場合の児童相談所の関わり方（危機状態になった際の対応方法等）など、児童相談所と市町村それぞれの役割や対応方法について盛り込むこと。また、児童相談所は、市町村に、指導について参考となる事項を詳細に提供するとともに、必要に応じて専門的な知見からの助言を行うと同時に市町村の所見を尊重し、市町村において適切な支援（指導）が実施できることで子どもの権利擁護に資するよう努める。
- オ 市町村が当該措置の解除又は変更を適当と認めた場合には、速やかに児童相談所長にその旨意見が述べられるよう体制を整えておくとともに、児童相談所は、市町村からの意見を踏まえ、当該措置の見直しを速やかに行うこと。
- カ 市町村指導を行っている間、児童相談所は市町村の支援（指導）の経過報告を求めるとともに、必要な指示、援助等を行う等、市町村と連携を十分に図る。場合によっては、児童福祉司指導を併せて行う。
- キ 市町村指導は、児童相談所及び市町村の協議の上で立てた援助指針（援助方針）に基づき、実施するものであり、具体的な支援（指導）方法は市町村の一定の裁量により行うことができる。ただし、市町村指導は、児童相談所が市町村へ委託して行う指導措置（行政処分）であることから、保護者等が当該措置に不服がある場合の行政不服審査法に基づく不服申立ては、都道府県等に対し行われるものである。
- ク 市町村指導を行うに当たっては、委託解除後において市町村が継続的に支援（指導）を行うことを念頭に委託するものとし、当該委託による支援（指導）等によって、市町村と子ども・保護者との関係に問題が生じることがないように、委託協議の際には、解除後の支援も見据えて市町村と協議を行うこと。

(4) 児童家庭支援センター指導

- ア 児童家庭支援センター指導は、地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行う。
- イ 児童家庭支援センター指導とする場合には、あらかじめその指導に付する旨を子どもや保護者等に十分説明し、その同意を得た上で行うことを原則とし、児童家庭支援センター指導を決定したときは、当該児童家庭支援センター及び保護者等にその旨通知する。
- ウ 児童家庭支援センター指導を行う場合には、児童相談所は児童家庭支援センターに、指導について参考となる事項を詳細に指示するとともに、児童家庭支援センターが的確な援助計画を作成できるよう助言を行うなど、指導の一貫性・的確性が確保できるよう努める。
- エ 児童家庭支援センターが当該措置の解除又は変更を適当と認めた場合には、速やかに児童相談所にその旨意見が述べられるよう体制を整えておくとともに、児童相談所は、児童家庭支援センターからの意見を踏まえ、当該措置の見直しを行うこと。
- オ 児童家庭支援センター指導を行う場合には、児童家庭支援センターの指導の経過報告を求めるとともに、必要な指示、援助等を行う等、児童家庭支援センターと連携を十分に図る。場合によっては、児童福祉司指導を併せて行う。

(5) 知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導

- ア 知的障害者福祉司指導又は社会福祉主事指導は、問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に行う。
- イ これらの場合には、法第 26 条第 1 項第 3 号に基づき福祉事務所に送致する形式をとる。
- ウ その他知的障害者福祉司指導又は社会福祉主事指導に関することについては、児童委員指導に準ずる。

(6) 障害者等相談支援事業を行う者による指導

障害者等相談支援事業を行う者による指導は、障害児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障害者等相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行う。

(7) 指導の委託について

(1)～(6)の他、当該指導を適切に行うことができる者として、次のいずれにも該当する者に指導を委託することができる。(法第 26 条第 1 項第 2 号、第 27 条第 1 項第 2 号、則第 25 条の 29)

- ア 委託に係る業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人であること

イ 委託に係る指導に従事する者として、次のいずれかに該当する者を置いていること

(ア) 法第 12 条の 3 第 2 項第 2 号に該当する者

(イ) 法第 13 条第 3 項各号のいずれかに該当する者

(ウ) 児童相談所長又は都道府県知事が(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

(8) 保護者等に対する指導について

ア 法第 27 条第 1 項第 3 号の措置により里親等に委託されている又は施設に入所している子ども等の保護者に対する指導については、従来、家庭訪問や児童相談所等への招致により家庭状況の確認や家族関係についての指導などを実施してきたところであるが、特に虐待を行った保護者等への指導については、法第 27 条第 1 項第 3 号の措置に加え、児童虐待防止法第 11 条の規定により、法第 27 条第 1 項第 2 号の措置による指導（以下「保護者指導」という。）を併せて行うことを検討する。

保護者指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた子どもが家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮の下に適切に行わなければならない。

イ この場合において保護者が当該指導を受けないときは、都道府県知事等は、当該保護者に対し、当該指導を受けるよう勧告を行うことができることとされており、保護者指導の実効性を確保する観点から、当該勧告の活用について積極的に検討すべきである。

なお、都道府県知事等が、児童虐待を受けた子どもについて、施設入所等の措置の解除の可否を判断するに際しては、保護者に対する指導を行うこととされた児童福祉司の意見を聴くこととされている。

また、平成 19 年の児童虐待防止法の改正において、保護者への指導の実効性を高めるとともに、子どもの心身の安全や適切な養育環境の確保を図る観点から、都道府県知事の勧告に従わない場合にはさらなる措置を講じていくことを明確化するため、同法第 11 条第 3 項の規定により、都道府県知事の勧告について、保護者が従わない場合において必要があると認めるときは、都道府県知事が一時保護、法第 28 条第 1 項の強制措置（里親委託・入所）その他の必要な措置を講ずる旨が明記された。

さらに、この措置を講じてもなお、保護者が勧告に従わない事例も想定されることから、児童相談所長は、児童虐待防止法第 11 条第 3 項の規定による勧告に保護者が従わず、その監護する子どもに対し親権を行わせることが著しく当該子どもの福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、法第 33 条の 7 の規定による親権喪失等の審判の請求を行うものとされた。

なお、保護者指導に係る詳細については、「児童虐待を行った保護者に対する指

導・支援の充実について」（平成 20 年 3 月 14 日付け雇児総発第 0314001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）も参考とされたい。

ウ 都道府県等から法第 28 条の規定による措置に関する承認の申立てがあった場合、家庭裁判所は、都道府県等に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求めること、又は当該申立てに係る子ども及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができることとされており、家庭裁判所からこうした求め等があった場合には、迅速かつ適切な審判に向けて協力すべきである。

また、家庭裁判所は、法第 28 条の規定による措置に関する承認の申立てに対する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県等に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができることとされており、また、法第 28 条第 4 項の規定による勧告を行った場合において、措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであって、家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県等に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができることとされており、家庭裁判所からこうした勧告が行われた場合には、これを踏まえて保護者指導を行うことが必要である。

こうした勧告を行うか否かは、家庭裁判所の判断によるが、児童相談所としてこうした勧告が効果的であると判断する場合には、家庭裁判所への審判の申立時にその旨の意見を述べるのが適当である。この場合、予定している保護者指導措置の内容とこれにより期待される効果などについても、併せて提出することが必要である。

3. 訓戒、誓約措置

訓戒、誓約措置は子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行い、養育の方針や留意事項等を明確に示すよう配慮する。

第 3 節 養子縁組

1. 養子縁組の意義

(1) 児童福祉における養子縁組の意義は、保護者のない子ども又は家庭に恵まれない子どもに温かい家庭を与え、かつ、その子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るものである。

(2) 平成 28 年児童福祉法等改正法においては、第 3 条の 2 において、「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は

適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、(中略)必要な措置を講じなければならない。」と規定していることを十分に踏まえ、家庭における養育環境と同様の養育環境を提供する特別養子縁組を含む養子縁組や里親、ファミリーホームへの委託を優先して取り組んでいかなければならない。

また、同法第11条第1項第2号トに、都道府県の業務として、養子縁組により養子となる児童等への支援を行うことが規定されている。児童相談所は、要保護児童対策の一環として、保護に欠ける子どもの養育について法的安定性を与える観点から、恒久的な養育環境を必要とする子どもについては、当該子どもが適合する養親を見出し、養子縁組を結べるよう積極的に取り組む必要がある。

(3) さらに、平成28年12月に成立した民間養子縁組あっせん法では、民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図るとともに、民間あっせん機関及び児童相談所が相互に連携及び協力することについて規定されている。このため、児童相談所は、同法第4条の規定に基づき、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについても、子どもの最善の利益に資する観点から、民間あっせん機関と連携を図りつつ協力することが必要である。

(4) 養子縁組については、民法第792条以下において規定する養子縁組(以下「普通養子縁組」という。)と同法817条の2以下において規定する特別養子縁組の2種類がある。

2. 調査、認定等

(1) 自己の養子とする子どものあっせんを希望する者(以下「養子縁組希望者」という。)、自己の子を他の者の養子とすることを希望する者等からの相談を受けた場合には、受理会議で検討し調査、認定等を行う。この場合には、原則として里親の場合に準ずる。

(2) 調査等を行った後、援助方針会議で検討し、養子縁組のあっせんを行うことが適格と判断される者がある場合には、養子縁組のあっせんに関し必要な援助を行う。

(3) 里親が委託されている子どもと養子縁組を希望する場合には、事情を十分調査した後、援助方針会議で検討し、適当と判断される場合には必要な援助を行う。

3. あっせん手続

子どもの最善の利益を確保する観点から、養子縁組を子どもに提供する前に、子どもが実親によって育てられる可能性について十分に検討し、実親が養育することは困難であるといった要保護性について確認した上であっせんを行うことが大切である。なお、児童相談所は、民間養子縁組あっせん法の規制を直接受けるものではないが、養子縁組のあっせんを行うに際しては、同法の規定の趣旨に則り、9(2)①から⑥までの通知等を準用すること。

(1) 養子縁組のあっせんを行う場合には、できる限り子どもや保護者等から養子縁組についての同意を得ておくことが適当である。また、特別養子縁組のあっせんを行う場合には、各段階(養子縁組希望者の選定、養子縁組希望者と子どもの面会、縁組成立

前の養育)において、保護者の同意を得ることが適当である。

- (2) 養子縁組のあっせんを行うことが適当と判断される場合には、養子縁組希望者に子どもを少なくとも6か月以上里親として養育することを勧めることが適当である。
- (3) 里親委託の要件に該当しない等の事情により里親委託を行わない場合には、養子縁組希望者に対し法第30条第1項に規定する同居児童の届出を行うよう指導し、法第27条第1項第2号に基づく児童福祉司指導を行う等、里親の場合と同等の指導体制をとる。
- (4) 子どもが15歳未満で法定代理人がいない場合は、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対し未成年後見人選任の手続をとる。なお、施設に在籍する親権を行う者のない子どもの普通養子縁組の場合には、施設長が都道府県知事等の許可を受けて親権代行者としてその縁組を承諾する。(法第33条の8、法第47条、民法第840条)
- (5) 6か月以上の期間の養育状況を調査し、援助方針会議で検討し、養子縁組を行うことが適当と判断される場合には、養子縁組希望者に対し、家庭裁判所に申立て等を行うよう助言する。なお、特別養子縁組の場合は、これにより実方の父母等との親族関係が終了すること、離縁が厳しく制限されていること等その特徴について養子縁組希望者に対して丁寧に説明するとともに、その特徴に十分配慮して対応する。
- (6) 家庭裁判所への申立てが行われた際には、保護者に対し、家庭裁判所へ申立ての手続が開始したことを伝え、併せて、保護者に家庭裁判所による調査があることを伝える。

4. 養子縁組成立後の支援

- (1) 平成28年児童福祉法等改正法により、法第11条第1項第2号トに、都道府県等の業務として、養子縁組により養子となった児童、その養親となった者等への支援が規定されている。児童相談所は、養子縁組の成立後においても、その求めに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う。
- (2) 特に、養子縁組の場合、「育ての親」であるという「事実」を子どもにいつ、どのように伝えるかが大きな悩みとなる場合が多い。子どもにとって、自分の出自を知ることが大切な権利であり、養親自らが自分の言葉で愛情を持って子どもに伝えることが非常に重要である。
- (3) 児童相談所は、この「真実告知」の重要性とともに、伝えるのに望ましい時期や具体的な方法について助言を受け、あるいは告知を経験した先輩の体験談を聞くことが出来る場を紹介するなど、必要な支援を行う。
- (4) 思春期には、実の親子と同様に、それまでの親子関係の変化や反抗、非行など行動上の問題も起こり得るが、このような時期こそ、これまでの養育を振り返る良い機会でもあると捉え、子どもや養親が必要な支援を求め、受けられるよう、支援体制を整えておくことが必要である。

5. 離縁の訴

子どもが15歳未満であって、普通養子縁組の結果が子どものため適当でないことを発見し養親が協議上の離縁をしない場合は、家庭裁判所により離縁後に子の未成年後見人となるべく選任された児童相談所長は、離縁の訴を提起することができる。

なお、特別養子縁組については、児童相談所長は離縁の訴を提起することはできないが、養親による虐待、悪意の遺棄その他子の利益を著しく害する事由があるときは、一時保護等の必要な措置を講ずる。

6. 都道府県等間の連絡

2つの都道府県等にまたがる養子縁組のあっせんについては、各都道府県等は相互に緊密な連絡をとり必要な協力を行う。この場合においては、里親に関する都道府県等間の連絡の場合に準ずる。

7. 家庭裁判所との連携

(1) 養子縁組について家庭裁判所から調査等を嘱託された場合においては、児童福祉の観点から必要な協力を行う。特に、特別養子縁組に関して、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第62条に基づき調査委嘱が行われた場合には、十分な配慮が必要である。

(2) 児童相談所があっせんした養子縁組又は里親に委託した子どもが養子縁組を行う場合には、当該養子縁組をあっせんした児童相談所又は里親委託を行った児童相談所が中心となって家庭裁判所と連絡を行う。

(3) (2)以外の場合については、子どもの居住地を管轄する児童相談所が中心となって家庭裁判所と連絡を行う。

8. 民間あっせん機関による養子縁組のあっせん

(1) 民間養子縁組あっせん法第4条の規定の趣旨を踏まえ、民間あっせん機関について、その果たす役割の大きさを認識し、日頃から養子縁組の在り方に関し意見交換を行うとともに、養子縁組関係業務に関する役割分担の可能性等、積極的な連携を検討するよう努める。

(2) 民間養子縁組あっせん法第3条第2項に規定されている日本国内における養子縁組の優先に関し、民間あっせん機関から連携協力を求められた場合は、管内において養親希望者を探すなど、日本国内における養子縁組の可能性の模索に協力する。

(3) 養親希望者に対する研修に関し、民間あっせん機関から要請があった場合には、研修に関するノウハウの提供（研修カリキュラムやテキスト、実習先の紹介等）等の協力を講ずるよう努める。

(4) 民間養子縁組あっせん法第26条に規定されている養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者の要件に関し、民間あっせん機関から「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」（平成30年3月9日付け子家発0309第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく照会を受けた場合は、個人情報保護条例等における第三者提供に関する規定の下、養親希望者に係る児童虐待に関する情報

等、必要な情報の提供を行う。

- (5) 養子縁組のあっせんの申込み又は同意に関し葛藤している実親から相談を受ける等により、児童相談所が子どもや家庭の状況を確認した結果、養子縁組のあっせんに係る子どもの保護が必要であると判断した場合には、一時保護により子どもの安全を確保する。その上で、実親が民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを希望し、かつ、当該民間あっせん機関があっせんする予定の養親希望者が子どもを適切に養育できることが児童相談所において確認できた場合には、一時保護を解除するとともに、民間あっせん機関と連携して、養子縁組に向けた実親への支援を行うこと。
- (6) 法第 30 条第 1 項に規定する同居児童の届出又は民間養子縁組あっせん法第 32 条第 3 項の規定による報告により、民間あっせん機関が養子縁組のあっせんをした子ども等を把握した場合には、関係機関と連携し、家庭訪問により子どもの状況を確認するとともに、市町村の子育て支援行政や母子保健行政と連携して支援体制を構築するなど、必要に応じて支援を行う。
- (7) 実親の失踪や縁組成立前養育の中止等に伴い、民間あっせん機関から法第 25 条第 1 項の規定による通告を受けた場合には、第 3 章第 2 節 5 のとおり管轄を決定した上で、子どもの状況を確認するとともに、子どもの安全を確保するために必要な措置を講ずる。
- (8) 民間あっせん機関から、遠隔地の養親等に対する養子縁組成立後の支援体制に関し、協力を求められた場合には、関係機関と連携を図りながら、4 と同等の支援が行えるよう必要な援助を行う。
- (9) 養子縁組あっせん事業を廃止しようとする民間あっせん機関から、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成 29 年厚生労働省令第 125 号）第 6 条第 1 項の報告を受けた都道府県等は、当該民間あっせん機関が行っている養子縁組のあっせんの状況に加え、事業廃止後の子どもの安全確保や支援の体制について、実親の居住地を管轄する児童相談所又は養親希望者の居住地を管轄する児童相談所との調整状況等の確認を行う。また、第 3 章第 2 節 5 のとおり管轄を決定した上で、必要に応じて、子どもの保護や関係者への支援等の措置を講ずる。
- (10) 民間養子縁組あっせん法第 19 条第 1 項の規定に基づき、養子縁組あっせん事業を廃止しようとする民間あっせん機関が他の民間あっせん機関に帳簿を引き継ぐ場合、引継ぎ先の民間あっせん機関に帳簿が適切に引き継がれたことの確認を行う。

9. その他

- (1) 国際養子縁組については、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）第 21 条（b）の規定により、子どもは、出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合に限り、これに代わる子どもの監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することが認められるものである。

(2) 養子縁組については、本指針に定めるほか次の通知等による。

- ① 民間養子縁組あっせん法
- ② 平成 29 年政令第 290 号「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令」
- ③ 平成 29 年厚生労働省令第 125 号「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則」
- ④ 平成 29 年厚生労働大臣告示第 341 号「民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針」
- ⑤ 平成 29 年厚生労働大臣告示第 342 号「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第十二条の厚生労働大臣が定める基準」
- ⑥ 平成 29 年 11 月 27 日付け子発 1127 第 4 号「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について（通知）」
- ⑦ 平成 30 年 3 月 9 日付け子家発 0309 第 1 号「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」
- ⑧ 昭和 62 年 11 月 18 日付け児育第 27 号「特別養子制度における家庭裁判所との協力について」
- ⑨ 昭和 23 年厚生省令第 11 号「児童福祉法施行規則」
- ⑩ 平成 14 年厚生労働省令第 116 号「里親が行う養育に関する最低基準」
- ⑪ 平成 14 年 9 月 5 日付け雇児発第 0905002 号「里親制度の運営について」
- ⑫ 平成 14 年 9 月 5 日付け雇児発第 0905004 号「養子制度等の運用について」
- ⑬ 平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 44 号「里親支援事業の実施について」
- ⑭ 平成 14 年 9 月 5 日付け雇児発第 0905006 号「里親の一時的な休息のための援助の実施について」

第 4 節 里親

1. 里親制度の意義

里親制度の意義は、家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図ることである。特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより自己肯定感を育み、人との関係において不可欠な基本的信頼感を獲得することができるとともに、適切な家庭生活を体験する中で、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる。

平成 28 年児童福祉法等改正法において、家庭における環境と同様の環境における養育の推進の理念が明確化され、里親制度の広報啓発等による里親開拓から、里親と児童のマッチング、里親に対する訪問支援等による自立支援まで、一貫した里親支援を都道府

県等の業務として法定化された。

また、養子縁組里親を法定化するとともに、養育の質について全国的に一定の水準を確保するため、研修の義務化や欠格要件、都道府県知事等による名簿の作成についても新たに規定された。

2. 里親委託の原則

保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は家庭養護が望ましく、養子縁組里親を含む里親委託を原則として検討する。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが大切である。

平成 28 年児童福祉法等改正法においては、第 3 条の 2 において、「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、（中略）必要な措置を講じなければならない。」と規定していることを十分に踏まえ、子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である里親への委託についても、養子縁組と同様に優先して検討することを原則とする。

3. 里親の種類

里親の種類は、養育里親（専門里親を含む）、養子縁組里親、親族里親とする。

- (1) 養育里親とは、都道府県知事等が行う研修を修了する等の要件を満たし、養育里親名簿に登録された者で、保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不適當であると認められる子ども（以下「要保護児童」という。）を養育する里親をいう。
- (2) 専門里親とは、養育里親としての要保護児童の養育経験を有する等の要件を満たし、専門里親研修を修了した養育里親で、要保護児童のうち、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子ども、非行等の問題を有する子ども及び障害がある子どもを養育する里親をいう。
- (3) 養子縁組里親とは、都道府県知事等が行う研修を修了する等の要件を満たし、養子縁組里親名簿に登録された者で、養子縁組によって養親となることを希望し、養子縁組が可能な要保護児童を養育する養子縁組を前提とした里親をいう。
- (4) 親族里親とは、要保護児童の扶養義務者（民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者）及びその配偶者である親族であり、両親その他その子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない場合に、その子どもを養育する里親をいう。

なお、「両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない場合」には、虐待や養育拒否により養育が期待できない場合や精神疾患により養育できない場合も

含まれる。

4. 里親の認定、登録

- (1) 児童相談所長は、申請書の提出があった場合には、児童福祉司等を里親希望者の家庭に派遣し、又は福祉事務所長若しくは児童委員に調査委嘱を行う等の措置を採り、その適否について十分な調査を行った上、その適否を明らかにする書類を申請書に添付して、都道府県知事等に送付すること。
- (2) 都道府県等は、里親希望者に対し、厚生労働省告示に基づき必要な研修を実施することとされている。なお、研修の実施の時期については、里親希望者の意向等も踏まえ、申請書の提出の前又は後の適切な時期に実施することとされている。
- (3) 児童相談所長は、児童福祉法第 34 条の 20 第 1 項の欠格事由については、里親希望者に本人又はその同居人が欠格事由（里親希望者の同居人にあつては、同項第 1 号を除く）に該当しない旨を申し出る書類の提出を依頼すること、市町村に犯罪歴を証明する書類の提出を依頼すること等により適宜確認すること。
- (4) 都道府県知事等は、里親の登録又は認定を行うに当たっては、里親希望者の申出があった後速やかに認定の適否につき都道府県等の児童福祉審議会の意見を聴くこと。
- (5) 児童相談所長（都道府県知事等から権限を委任されている場合）は、認定された養育里親、専門里親を養育里親名簿に、養子縁組里親を養子縁組里親名簿に登録すること。

なお、養育里親及び養子縁組里親の登録の有効期間は 5 年であり、専門里親の登録の有効期間は 2 年である。

- (6) 扶養義務のない親族については、養育里親を適用することができる。親族による養育里親については、養育里親研修の受講が要件となるが、相当と認められる範囲で研修科目の一部を免除することができる。また、経済的に困窮していないことという要件は、親族里親と同様に適用されない。

親族による養育里親は、一般の養育里親と認定要件が異なることから、親族による養育里親である旨を養育里親名簿に記載し、明確にしておくとともに、親族関係がない他の子どもの養育は委託しないものとする。

5. 子どもの委託

(1) 里親の選定

ア 里親に子どもを委託する場合には、子どもの最善の利益を確保する観点から、子どもや保護者等の意向、意見を十分尊重しつつ、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で委託の適否を含め判断を行うことが必要である。また、その子どもがこれまで育んできた人的関係や育った環境との連続性を大切にし、可能な限り、環境の変化を少なくするなどその連続性をできるだけ保てる里親に委託するよう努めること。

イ 里親に子どもを委託する場合には、子ども及びその保護者並びに里親の意

見を聴いて、当該子どもの養育の内容その他の必要な事項について当該子どもの養育に関する計画を作成すること。

ウ 里親に子どもを委託する場合において、子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の方針と一致しない等の場合は、法第 27 条第 3 項、第 28 条第 1 項第 1 号又は第 2 号ただし書の規定による措置を採るものを除き、都道府県等の児童福祉審議会の意見を聴取しなければならない（令第 3 2 条）が、その手続等については、第 3 章第 7 節「都道府県児童福祉審議会への意見聴取」による。

エ 里親の家庭において同時に養育される子どもの総数は、委託された子どもと実子の数を合計して 6 人を超えることができないこと。また、里親が同時に養育する委託された子どもの人数は 4 人を超えることができないこと。なお、専門里親が同時に養育する委託された子どもの人数は 2 人を超えることができないこと。

オ 未成年後見人が指定され、又は選任されている子どもであっても、当該子どもの福祉のために必要と認められる場合は、里親に委託することができる。なお、この場合にあつては、未成年後見人が当該子どもを受託する里親となり、又はすでに当該子どもを受託している里親が当該子どもの未成年後見人となることを妨げない。

(2) 里親委託する子ども

ア 里親に委託する子どもは、新生児から高年齢児まで、すべての子どもが検討の対象となる。特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親、ファミリーホームへの委託を原則とすることとする。

また、長期的に実親の養育が望めない場合も、委託の期間が限定されている場合も、ともに里親委託を検討すべきである。

イ 新生児については、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが心身の成長や発達には不可欠であり、今後の人格形成に多大な影響を与える時期でもあることから、長期的に実親の養育が望めない場合は、子どもにとって安定し継続した家庭における養育環境と同様の養育環境を提供することが重要である。このため、特別養子縁組を希望する養子縁組里親に委託し、子どものパーマネンシー（恒久的な養育環境）を保障することを優先して検討する必要がある。また、予期しない妊娠や若年妊娠のケース等は、市区町村子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、地域の保健機関、医療機関、子育て支援機関等と協力し、児童相談所も出産前から早期の相談支援に努める。出産後に養育できない、養育しないという保護者の意向が明確な場合には、出産した医療機関から直接里親の家庭へ委託する特別養子縁組を前提とした委託の方法が有用である。

ウ 施設入所が長期化している子どもの場合には、早急に自立支援計画の見直しを行い、里親委託を検討する必要がある。自立支援計画の見直しの際には、保護者との面会状況等を確認し、保護者の養育意思の確認、生活状況の把握等の家族アセスメ

ントを行い、適切な総合判断を踏まえた里親委託の検討が必要である。

エ 虐待を受けた子ども、障害等があり特別な支援を必要とする子ども、非行問題を有する子ども等、個別的、専門的な支援を必要とする場合には、知識、経験を有する等それらの子どもを適切に養育できると認められる里親を選定する。

オ 里親に委託されている子どもの保護や養育がより適切に行われると認められる場合には、子どもに通所施設の指導訓練を受けさせることができる。

カ 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、当面施設入所措置により子どものケアや保護者対応を行いながら、家庭養護への移行を検討する。

- ・ 情緒行動上の問題が大きいなど、家庭環境では養育が困難となる課題があり、施設での専門的なケアが望ましい場合
- ・ 保護者が里親委託に明確に反対し、里親委託が原則であることについて説明を尽くしてもなお、理解が得られない場合（法第 28 条措置を除く。）
- ・ 里親に対し、不当な要求を行うなど対応が難しい保護者である場合
- ・ 子どもが里親委託に対して明確に反対の意思を示している場合
- ・ 子どもと里親が不調になり、子どもの状態や不調に至った経緯から、施設でのケアが必要と判断された場合
- ・ きょうだい分離を防止できない場合や、養育先への委託が緊急を要している場合など、適当な「家庭における養育環境と同様の養育環境」が提供できない場合（この場合については、あくまでも一時的なものとし、積極的に里親の新規開拓に取り組み、できるだけ早期に「家庭における養育環境と同様の養育環境」に移行させること。なお、「一時的」とは、乳幼児の場合には、日から週単位、長くとも数ヶ月以内には移行すべきであり、就学後の子どもについては、長くとも3年以内には移行すべきである。

(3) 保護者や子どもへの説明

保護者に対しては、里親委託についての理解を得るため、養育里親と養子縁組里親との区別や、社会的養護については里親委託が原則であり、里親による家庭養護が子どもの健全な心身の発達や成長を促すものであること等を十分に説明する。

里親に子どもを委託する際は、子どもや保護者に対し、次の事項について十分な説明を行う。ただし、保護者に対して子どもの住所等を明らかにした場合に子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、支障のない事項について説明する。

- ① 委託措置を採ることとした理由
- ② 委託しようとする里親の氏名、居住地等委託する里親に関する事項
- ③ 里親による監護措置及び親権者等のない場合の児童相談所長による親権代行、これに対する不当な妨げの禁止、緊急時の里親による対応など、里親委託中の監護措置に関する事項
- ④ 里親委託中の面会や通信に関する事項

⑤ 里親委託中の費用に関する事項

また、子どもに対しては、子どもが有する権利や権利擁護のための仕組み（子ども自身がいつでも電話や来所等の方法により児童相談所に相談できることなどの仕組み）についても子どもの年齢や態様等に応じ懇切に説明する。

里親委託中の里親による監護措置等については、保護者に対する措置決定通知書に付記することが望ましい。（別添5（参考様式））

(4) 里親への情報提供

里親に子どもを委託する場合には、委託児童の担当者が里親の家庭に出向いたり、里親に児童相談所や子どもが生活する施設に出向いてもらい、ケースの内容の説明を行う等により、相互に今後の方針を確認する。

また、里親、委託した子ども及びその保護者の意見を聴いて、児童相談所が作成した自立支援計画を、里親に渡す。

児童相談所は措置決定通知書（措置内容を明確に示すこと）に添えて、子どもの援助に参考となる次の①～⑨に掲げる資料を子どもを委託する里親に渡す。

なお、里親へ提供する情報は厳重な管理を行わせるとともに、委託中はもちろん委託解除後についても、その取扱いや対応等については児童相談所の指示に従い、慎重を期するよう、里親に対し、留意させる。

- ① 子どもの住所、氏名、年齢
- ② 家族構成及び家族の氏名、年齢
- ③ 子どもの生育歴
- ④ 性格行動（心理診断・判定に基づく見立て等）
- ⑤ 健康状態
- ⑥ 家庭環境
- ⑦ 地域環境（保育所、学校などの状況）
- ⑧ 委託についての子ども及び保護者の意向
- ⑨ 子ども及び家庭に対する援助の方針
- ⑩ その他子どもの福祉の増進に関し参考となる事項

また、委託後に必要となった情報については、追加調査なども含めてできる限り対応する。

(5) 里親への委託

保護者のもとで生活していた子どもが里親への委託される場合などのいわゆる移行期において、児童相談所や関係機関などは、委託後も関係者からの適切な援助を一貫して受けることができ、子どもが安心して生活を送れるように、子どもの最善の利益を考慮した子どもにとって負担のないやさしい移行のための援助が必要である。

子どもの気持ちに寄り添いながら丁寧に引き継ぎ、児童相談所をはじめ関係機関によって援助をつなげていくことが重要である。